# 土地改良法等の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

+	九	八		七	六	五	兀	三	<u>-</u>	_
福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)	大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)(附則第十三条関係)40	東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)(附則第十三条関係)39	38	東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律(平成二十三年法律第四十三号)	農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)(附則第十一条関係)37	小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)(附則第十条関係)36	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)(第四条関係)34	独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)(第三条関係)32	土地改良法(第二条関係)2	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)

○ 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)(第一条関係)土地改良法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

六・七 (略)   一次のである。   一次のでは、   一次の	農用地又は土地改良施設の災害復旧(津波又は高潮による海四(略) (略) とは、この法律により行うの法律において「土地改良事業」とは、この法律により行う(略)	(定義) 改正案
六・七 (略)	五 農用地又は土地改良施設の災害復旧一〜四 (略)う次に掲げる事業をいう。2 この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行な第二条 (略)	(定 義)

〇 土地改良法 (第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

本のによって、 一		改正案
利る当、をのいにす第項第 〈三 、	第二条 (格) (定義) (定義) (定義) (定義) (主義) (主義) (主義) (主義) (主義) (主義) (主義) (主	現行

一出 項 た 気第三号又はた土地を除く。 第四号に該当する者としては、 特定用途用 地 第 を従前の土地とする換地についる四号に該当する者には、当該特別以下「特定用途用地」という。) 同項の規定を適 て定 用 の用に L 同 途 0 項第三 用い 7 又の 号は第

## 兀 兀 条 削 除

、同項の規定を適用しする換地についての同者には、当該特定用途用地」という。)につ 同 しない。 途つ .項第三号又は第四号に該当する者とし.用地又は当該特定用途用地を従前の土:いての第一項第三号又は第四号に該当. て地す はとる

### 有 者 等 0 代 表)

除く。 をそ 場合にお  $\mathcal{O}$ 兀 4 使用 前 土 + を組 四条 0 地 項の代表者 改良区 土 L いて、 地 をさせ 若 合員とする土 改 土 しくは収 地改 良 0 の権 こるため これらの 区 組 合員 に 良 限に 区 通 益する者が二人以 に、 地 としての 知 0 加 改 L 者が組合員であるときは、 地 えた制 その 良区 なけ X 内 うち 行 に れ 0 為 ば 限 0 同 は、 なら 0 11 (議決権 上 て  $\mathcal{O}$ これ な は、 人を代 あ 土 り、 い 地 をも 及び に 表者 又は  $\mathcal{O}$ 但 0 つて 限 L 選 これ い とし、 ŋ 挙 共 7 第三者 これらの で 権 有 な 5 0) 者 権 その 0) 行 が 原 11 に 使 者 あ に を 対 者旨

3 抗 第 することが 項に規定 できな  $\mathcal{O}$ は 当 該 土 地 改 良 区 そ  $\mathcal{O}$ 旨  $\mathcal{O}$ 

2

き知なが あるまで は する委任 これをもつて善意の 終了 第三 者 に 対抗 すること に が で通

4 改良 第 区 人に対してすれ 項に 0) 組 合員 規 定する者 としてのこれらの ば が 河項 ょ 0 手続をしない 者 に対してする行 場合に は、 為 は 当 該 そ 0) 土 う地

十八条 土 良 事 業 計 画 0 更 (等)

第

地の区土十に 3 が地六係 か管理する土地改良施記地改良事業を廃止し、2八条の規定による地区な保る地域その他農林水産 地 略 容 とす んる第 二条第二 の更新のためこう。

スは新たな土地改良事業(
からの除外に係るものを吟からの除外に係るものを吟 又か産 設 改 良 事 項 業 第 計 画 号 に に行う当該 Ď つき 事 子業であ 土 がを除く。 **当** (当該土) の変事 つて、 更 を ( ) 第施 当 良 地 該 施改 設 良 六 行 土 地 の区 土十に

兀

2

3 2 第

地

改

他は、

兀

- 八地 条 改

良 事

業

計

画 0 変 更 (等)

が管理する状態の規模を

業を廃るの他は

地改良施設の更新のために行う当該を止し、又は新たな土地改良事業(他農林水産省令で定める重要な部分は、土地改良事業計画につき土地改

除分改 か く 。

変 事

の良

更 業

人(第六米の施行

する土地

一容とす

る第二条第二

項 第

号

 $\mathcal{O}$ 事 業で あ 該 該 ( 土 当

つ

て

当

地 該

良地

改 土

「該 主 談 世 改 良

、は理 、款のの業改二要そ業 内る (計画) (計画) の変更 全計に 良以 の計あ が  $\mathcal{O}$ 由土 を 変 体 画 つ事 地 上 明 き、その方を 更名の 現 更  $\mathcal{O}$ 改 構の のか行  $\mathcal{O}$ 和 称及び 発土地 げ 後 良 土 変 後 変 じ お かに いる現 うと め、 地 更 の更 る 事 な 必は 及 改 後 ŧ 定 業 又 又 る  $\mathcal{O}$ その 良事 又は する 要がの農 廃改上の び変 はは  $\mathcal{O}$ 組 はそり はそのデ が とし 合員 更 止良の廃 新林 す 晨林水産省令で定め更後の又はその新たの変更又はその新た 利たな土地なる場合にお を 全ての と 水房合 業の るも 公の事 土 止 7 の場合にあるときはか て政 新たな採 0) 施行を目 新たな採 る る って、 うち 今で定 土 ことを れ 地 改のい 又 う 域 設 ば での新たな採択に係る土地採択に係る土地 は 改 良 定 て、 次び廃 な つて 更 事め  $\Diamond$ らの 止の 利 目 な各 施 第 る 定に る 益的 当 下 理 ところ 뭉 款係行 要 لح を る各 項件侵 のを を 土 区 変 目 廃 い地行 のに 害 て当 分 土的止 改のに認適 す カュ 地改とし にす地 良場 ょ 可 合 る 良 す つるるは該て土各、土 事業に り、 を ょ シで 良事業 で り、 土業 申 る そ現設 成 及 要 は地土そ地のあ土請 Ł が 果 る び な )、改 地 の 改 計 つ 地 す の が あ に 場 廃 事 及 変 良 改 各 良 画 て 改 る た な る つ 合 止 項 び 更 事 良 土 区 の は 良 に く こ と き に の を 定 後 業 事 地 が 概 、 事 は く こ そ が管 ぞ て う 区 れ

土

良

0

管

を

内

す

業

一 各 き (その変更後又はその名称及び廃止な、その名称及び農女 は、その名称及び農女 と事業のうちその変更後 は、その客里はその大 と事業のうちその変更後 と変更する必要が と、その客里後 と、その名称及び農女 と、その名称及び農女 と、その名称及び農女 号に はそ は変更後の定数 その各土地な 日(現に二以-田(現に二以-こおうとする。 のお の又は、農 げる同 な Ė る  $\mathcal{O}$ はその新たな とし 义 合 良の廃がす林後 業 水場 土 0 合 公の事 て 0) いるときはな 施 新 た 省 に 政 告 理 土 い改 んな採択 改場 地  $\mathcal{O}$ の省 はは 行 お 令 利 け 令 良 百令で定めた。 うち その ! を 目 のい 目 良 土 改 で 又 の区 良事 て、 地 定 事 は う域設 ば 的 の新たな採り 択 に 業 あ 改 次 び廃 変  $\Diamond$ 利 کے 0 がたな採り に係る土は 八後に. 良 つて 更 以 とする場合に す らの 止  $\mathcal{O}$ る る 益 管 めるときにないな採択に係 るところの要件に対 事業に 定 施 後 ることそ 下 を 理 款を は、  $\mathcal{O}$ お 侵 該 を 係 行 定款 る各 を目 い地行 土 廃止するL 「たくの他と 「たいしている。」 「たいしている。 「たいる。 「している。 「している。 「している。 「している。 「している。 「して、 「している。 「している。 「している。 「している。 「している。 「している。 改良な て当 区 認適 す 地 行 分に る 土 的 可 合  $\mathcal{O}$ 上 つるるは、 とし 該 事 合 り、 する す を お他 良 理 す 土業に ょ る改 申 そ 現 施 る り、 は地、改 b 良 T 旨 必 構 土そ地のあ土請 れ 成 事い 改地の改計つ地す 及 要  $\mathcal{O}$ が管 そ が るびな 良改各良画 て改 る を な  $\mathcal{O}$ は、 場 廃 及 良 土区の 除 事 更 事 良に 11 区 L 11 後業事地が概 事は、 < . う。 ぞ 9 合业項 び 域 て のを定のの業改二 内い

5

改 良

設

変  $\mathcal{O}$ 

更 管

لح 土

をる改

施条設

係項新

一事行

第の

一た

て行第の

る

地の域号め

に機ののに

るの部業う

以を

地外内

改の容

地

良

施 域 す

行のそ

域いに

土来地

内る

の本

係能

管有の二

現 設

X

理

す

る

地

良

施

施は

の現良

理  $\mathcal{O}$ 

う行

当 区

該 域

义

る  $\mathcal{O}$ 

こと

目

つ、

区

利

又

は

利

益 的

を侵

害

す カコ

á

お

そ

れ

が

な 理 L

لح

が

明

カコ

ŧ)

5 ることを 一つて、 る 地略 権 £ 地 改 利 改良  $\mathcal{O}$ 又 目 の現良区 は 的 う行施は ち、 利 لح 管 設 す 益  $\mathcal{O}$ 変 0 る 区 を 侵 ことそ 更 該 域 管 土以を 害 理 す 地外内 す Ź る  $\mathcal{O}$ 改の容 お 他 土 良 地 لح そ 現 施 域 す 行 設 を る 改 そ 管の が 良 な 有の 理 施 施条設 区 L こと 域 行第の更 T 内いに がのる 係項新 土 機 る第の 能地一た 5 地 かにの域号め 係維ののに 一事行 る持 組を部業

とが 上にお とし 0) あ いては、その る土 できる。 同 意をもつて第三項 て 地 政 つて第三項第一号の三分の二以上の同意に代えることつき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以ての施行に係る地域のうち現行管理区域以外の地域内での施行に係る地域のうち現行管理区域以外の地域内である。

6 5

場合

第 定は号四め、の十 め、 の十 九施条の 土 前 認可を受けてその事業を行うことがなわらず、総会の議決を経て応急工事がたに行う必要がある場合には、土地 できる 一項第五 第

2

地 計 画 0 決定及 び |認可)

第 五. 十二条 略

2 5 4

5 を経 五. 「見の内容を示さなければならない。 「経なければならない。この場合には、前 「条第七項に掲げる権利を有する全ての者 第一項の換地計画を定めるには、その計 前項の規定により聴いた者で組織する会議の議決計画に係る土地につき第

6 5 9

 $\mathcal{O}$ 期 限

つの条解請た工第除求日事三、、 六 兀 の項第 第 の完了につき第百十三条の三第二項の規定による地役権の設定の請第六十二条第一項の規定による地第六十一条第一項の規定による権 地 第 処 六 + 分に係るもの 条 0 規 地役権の設定の請求項の規定による地は項の規定による権利規定による権利 にあ つて は、 二項 代利の海 求 の規・ は、 第 の放額 Ŧī. +兀 条第 四 告まなり、というというという。 項 戻 ĺ 0 あ業前のの 規

> として 政令で定 める 外に 適 合するも  $\mathcal{O}$ を 行 おうと す る の地場二域合 以内に 上にお

6

事の認可を受けてその事業を行うことができる。かかわらず、総会の議決を経て応急工事計画を定さを新たに行う必要がある場合には、土地改良区は、四十九条 災害のため急速に第二条第二項第五号(急施の場合) は、 め、 前土 条 地 都 の改 道 府規良 県 定 事 知に

2

地 計 画 0) 決定

及

び

第 五. 十二条

2

ς 4

5 た意見の内容を示さなければならない。決を経なければならない。この場合には、五条第七項に掲げる権利を有するすべての五条の項の換地計画を定めるには、その計 場合には、前項3すべての者で は、その計画に 画に 別項の規定によりますで組織する会議の世に係る土地につき きのき

い議第

6 5 9

請 求  $\mathcal{O}$ 期 限

第 工事の完了につき第百十第三項の規定による地役款、第六十二条第一項の求、第六十一条第一項の求、第六十四条 た日 地 分に係 ぶるも 十三条の 役のの 規 (T) 規規 定 権 規定による地代等の規定による権利の放定による地代等の減 に  $\mathcal{O}$ あ 設 つて 二第二項 定 0 請求は、 は、  $\hat{O}$ 第 の規定による公は、当該土地改等の増額の請求の放棄若しくは の放減額 五. 増棄額若若 十 兀 Ļ 条第 < 公改求はは告良又契払 兀 又契払戻 項 が事 0 あ業前のの 規 定 つの条解請

ることが よる 公 告 で き が な あ 0 た 日 か 5 起 算 L て 年 を 経 過 L た لح き は、

申土はが地 請 地 十 申 うべ 改林 することが 五請 良 水 係 らり、 きも 産 事 る 大もの 業」とい できる。  $\mathcal{O}$ 改 良 資 , う。 都道 下 事 格 規 ·業を に 定 (はあつては都道府にあつては都道府を国又は都道府県)が行うべきものではありま業」 府 玉 係 す 業」という。)にあいれている。 が定者 府の 県(以 行地、 下 事 ベ域政 を令 定の そ 道 80 定 れぞ県 を、 8 Ó そ る て国の れ営 لح 第

又

2 て、 上にる格 に土に各の農 议 場を は  $\mathcal{O}$ あ 地 あ 土 概 林 前 その 地要へ 同 る合有 同 下 改 水 項 にする者で、者で、 にす項 良 三以 産  $\mathcal{O}$ 意 土 を得 土施は 省 者 地 良 者の定 地 設 令 全事 は つそ 業にの なけ 管 体 0 改 (農 での各土地が一人の名土地が き同 理 定 良 構 同 二也 女良事業 一一也 地域内にあえ 土地改良事業 方法 れ 施林成 係 項 条に 水産 設 る 地 0) なら 1等」と 計 0 並 規 生省令で定ない。 定に 規 管 画 四の概 然定する<br /> な 理 だする資格な のる土地に のる土地に 者 V 1 業 に ょ 以上の土地改良る土地についていう。)その他 及び管 ょ る 要  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 施 ら 及 り 申 るも のび行 き、改 を 理 土 農 を 同 を 有 方 の地林 申項 す すそ良て 他法に改 水 請の る る者の施行の施行の施行の 必に 限 良 産 す 土に る。 要 関 事 省 る 地は なする 令 場改 三に施に別分係行規 に で合良 あ が 項基 ょ 定に 事 5 か じ そ計め 2

3 を内 以一 用  $\mathcal{O}$ け る同 規 地 れ 意 定 造 ば 地  $\mathcal{O}$ に 成 な にほ ょ 事 る申 5 業 等 な て そ のば の農用地はの農用地は 施 紀行を 内 外造は容と 資格。 と Ī, 業 項 者 に 等の て る て る は 係は内 1 る、容の てそ の用項 全地の部 三 員 造 に の成分含 同地のむ 二第 意 域

3

農用

成

事

等

施

行

を内

容とし、

又

容

部

に

む

0

定 造

ょ

る 業

請  $\mathcal{O}$ 

を

する

は、

0

又

農は

用農

造 中

成 間

業理

管 含

事

等 機

のに

の申

前

三分

以

上

意

そ 者

規 地

6 項 は 前 項 に お 11 7 準 用 す る 第 五. 条 第 三 項 0) 規 定

に

ょ

ることがで、 でき が な あ 0 た 日 カ 5 起 算 L 7 年 を 経 過 L た لح き は

す

八

を 事業の施行に係る の施行に係る。)がも のが表示を が要な事項を が表示を のがある。)がも あが土 良 水請のる が行うべきもの土地改良事業」 が産省令で定り土地改良事業のには、あらり 事業によ つては 前 を 項 間 五請 含  $\mathcal{O}$ 管 条 者都 む理 有又は農地中間 には、その各-には、その各-になるときにな の二)以上の日本る地域内にある を もの(以下「都道業」という。)に 道 機 申 が定構 府 請 行 県 のは うべ する 知 地 中事 域 政 規 に、 場を きこと 令 を 定 る土 その 合に 同 定 0 有 同 下 改あ土 概 林管 す 意を得 でする者での一 の土地はの土地は それ め、 地 要 水理 定 る 予 9る者の三なの一定の1 は、 を、 地 改良事 産 府 あ  $\Diamond$ 機 べぞれ その 省令 構 県 つては 定 る 得なければならない。 一以上の土地改良事業 につき同条に規定する でで要方法等」という でで理方法等」という でで理方法等」という でで理方法等」という ででのきる土地改良事業 でっき同条に規定する でにつき同条に規定する でにのまるところに 常土 は、 玉 申 が地 有 地農林 . 請 同 地 行 域 す に係る計画の概めるところにいりの規定によるところにいるところにいる。 なばない うべ る することが に はなら規改 良 水 ょ +きも 産 る土 り、 事  $\pm$ 定による 大 以る上土 臣  $\mathcal{O}$ そ のい , う。 ) る 業に と 及 定れ 概 業に で  $\mathcal{O}$ 上 V 資 の地 び  $\otimes$ 5  $\mathcal{O}$ ょ き 良 要  $\mathcal{O}$ う。 るも り、 格 土に 管  $\mathcal{O}$ 及 施 申 0 下 事 そ 理 土び を 地 9 行 道 業に 又 改いの方の地農 同を を係は 有 を 府国 すそ良て他法に改林申項す に県営国 る

6 つに構 て 項 用  $\mathcal{O}$ 者 全 地 員 又 成 は  $\mathcal{O}$ 地 同 地 意 を 内 中 間 得 管 な あの 理 け る同 土 機 n 地の 構 ば にほ同 は な 5 つか項 な 11 前 項 て に のの 農 お 用 11 地地地 7 準 外 用 資 す 格 る 者 に

れめる ところによ なら を な 協 ν, • 議 ようと に り、その 係 ぶる 土地 するとき い旨を公告 改良 は、 事業 し、ニ あ  $\mathcal{O}$ 6 計 カン 画十じ の日め 概以 要 上農 をの林 相水 縦 覧に 当 産 の省 供 期令 し間の なを定 け定め

7  $\mathcal{O}$ 要に を 0) 規 L た第 意見 定 12 が ょ あ る 項 う者は、1 ある者は、1 0 対 同つ L し意見書を提出問項の縦覧期間のにときは、火 紅覧は、 出間当 日することが、日満了の日まり よでに、 できる。 当計

# 8

2 第

八

五.

一掲と 後係て画かめ利を更 に じ る 益 目 げ 11  $\mathcal{O}$ る  $\mathcal{O}$ う。 要件 る同 め、 を侵 定 予 林 概 的 係 款その とし、 定 る 同 号 施 水 ) を 管理 意 産 に 害  $\mathcal{O}$ 良 当該 を 省 適 するおそれが 事 林 地 に X |令で定めるものがある場||該施設更新事業による変| 得 公 他 方 合 水 改 つは カコ 告し 1必要 内に なけ 法等及び 産 するものに係る申 き つ、 良  $\mathcal{O}$ 写名の 施 施 現 前 て、 な事 行 現 設 お れ 項 - がないことが明っている本来の機会を地内の土地にで ば 事項(第五項において「事業び定款を変更する必要がある場合にはその十新事業による変更後の土地改の定めるところにより、施設の定めるところにより、施設のに係る申請を除く。)をす 行受益地 0 行の なかの 次 係わ規るれ定 の各号のマーカ項におり な 地 に T 域い ょ をお管 る申 を に ょ らり、 土地改恵 る場 として 合員 そ 業  $\mathcal{O}$ のす 、る第二 計 持 う 項 れ 地 と施設である 新事業の 一合に 改良 ぞ 画  $\mathcal{O}$ を 及 は政権、令利 び 土 れ概 义 各号 は施 要 等」 変 設 該項第改 に つ計 更に 良 2

3 とす る る良 る艮(施区略 本 土 来 は 0 に 更 係 機新 能 事 る組 行 の業 受 維持を図れ 合員 益 うち、 0) 権 外 図ることを目が 当該変更になっています。 おは城をその 利 又 は 利 益 的係の を とし、地 侵 施 害 土 行 す 地に る か改係 んつ、上施設 お る そ 地 れ現設域 が行のの

> 概以 五. 要を  $\mathcal{O}$ 縦 相水 覧に 当 産 項  $\mathcal{O}$ 省  $\mathcal{O}$ 供 期 令 規 L 間  $\mathcal{O}$ 定 なけ を定 定 め ょ れ 8 る る て当 ば ところに 協 なら該 議 を ない 協 ょ 議 ようと かり、 に 係 す そ る土 る  $\mathcal{O}$ と 地 目 地改良さな、 事告 し、二、 業  $\mathcal{O}$ 画 十じ の日め

出該画 公告 することが 前 概 要に の規 をした第一 意見 定 に が よる公告 項 あ の者者 は、 が 又 は 同 0 農 内項の縦覧 地 中 縦覧期 間 管 理 間当 機 満 該 構 了 土 対の地 日 改 ま良 意 見 で事 に業の を 0 提当計

# 9

8

## 八 十 五 $\mathcal{O}$

第

じめ、農林水産省会の概要、当該施設更の概要、当該施設更の定款その他必要なの定款その他必要ないう。)を公告してげる同意を得なけれ 益を侵力 更に係る る要件に適合するものに お項区 することその 第 管 理施 地 同じ。 号の る土 害 するおそれがないことが 良 区 地 事 つは、 改 内に 他 良 0 き て、 な事項 及び 日 令 の めるもの 現 施 更 施 現 前 れ 新 行 設お行 ば 項 受益 次 定 定めるところにより、 のい 事 行 な  $\mathcal{O}$ 対象を変 係る地に (第五 · 業 に 係 5 0 有 て 各号の があ ふる申 地内 施行 l な による変 7 っちかなものの土地に係る組合を機能の紳り 更する必要がある場合にはその土地 0 項 請 する施設 域 11 ょ を除く。 E をい管 X る 更 分に おいて「事業 申 入後、 , う。 理 ょ  $\mathcal{O}$ 更 を の土地改良施訊り、施設更新専の土地改良施品では り、 新 以内現 のとして 事 下 容 行 合員 そ と 計 义 ののす れ 合 改良 ぞ 画  $\mathcal{O}$ ること う 項 る は、 概 に 設 政 権 及 れ 事 利又 は 施 で 令 び 土 各 次条地 号 あ  $\mathcal{O}$ あ で を 当 変 更 に つ計 ら定 は 目 項 に لح 後係て画かめ利的

有一 上地改良区 いる機 土 能 設 は の維新 係 る組 事 持 を業の 合 員 うち、 「ることを目 0 権 利 外 当 又  $\mathcal{O}$ 該 は 地 的 利 変 域 更 益 とすること を を侵 に そ 係の 害 る施 す 土 行 そ 地に る お  $\mathcal{O}$ 改係 そ 他 良 る 現 施 地 行 設 域 が な 受のの

二以 域 内 いこ 0 いて が 上 できる。  $\mathcal{O}$ あ 施 同 る 設 が 意を 土 更 明 地 新 項 6 t に 事 のか につき第三条に規字業の施行に係る地 つて前 規 な 定に ŧ による 項 と 第 L 糸に規定する資格なに係る地域のうち担 申 一号の三分の二以 7 請 政 を 令 L で ようと 定  $\Diamond$ る を現 す 要 上 有 行 る でする者 0) 場 に 同 合 意に に 合 の以おい す 代三外いても るの地はの

5 11

こと

十 申 七請 ょ 5 な V, 土 地 改 良 事

2 · 八 条  $\mathcal{O}$ 

4

もおのがに域地か改土地改第 んつ、上施設 11 な 係 لح 改 地 ては、 号 限 L いことが る 良 改 良 施 前 る。)に 当 土 設 良 0 7 区 施 設 水 又は 該 区 設 項 1 管地の 事 産 次 土 る 改有 が 0  $\mathcal{O}$ 理 大 良区 三 区 存  $\mathcal{O}$ 明 地 施 L  $\mathcal{O}$ している する 5 設 理 う 分 各 係る土地 改域 又 管理 か良な区 を を内 号 É  $\mathcal{O}$ 土 は なも 地 Ó い管 場 施 都 一合に 一容とす 以 区  $\mathcal{O}$ 改 設 道 改良と合 上 良 分により、 更 府 いとして政<sup>へ</sup> (当 新 お 県  $\mathcal{O}$ 施 一容とする 事業 á 下この 機 い 同 設と一 事 知 て、 第二 業 意 該 能 事 土の地維 一 ( ) に  $\mathcal{O}$ 条 そ る同 計 令 利 項 代 地 当 で定める要なにおいて 第二 れぞれ各 え 画 改 持 該 と 該 第 を定め、 るこ 良区 を図 お号 施 な施 利いの 設 項 つ設 項 第一 لح 事 て が ることを目 更 更  $\mathcal{O}$ 号に 現に行 ようとす 新 が 要 を同 業 新 じ。施 件 侵 事 号能事 で 定 業に き 掲 に 害 施  $\mathcal{O}$ を 業  $\overline{\phantom{a}}$ げ 適 す 行 0 事 に ょ **過合するも** 内の土地 内の土地 係る土地 Ź Ź て的 揮係 おとし、地 ŋ 場 同 合に 土同 意 土地項 う 4

5 10 略

兀 第 項 七 項 条 0 第  $\mathcal{O}$ 規 定 +13 都  $\pm$ ょ 条 道 る申 0 府 県 第 請 は K ょ 項 第 若 7 + Š 行 五 う は 条 土 第 第 地 六 改 項 項 良 又 事 は 第 業 第 及 八 び 五 前 五. 条 条第 条  $\mathcal{O}$ 0

> 以上の一 と 該 施 て できる。 の同意を る土地 が 明 項 5 ŧ 事のか に につき第三条に規立事業の施行に係る時 って 規な 定 ŧ 前 に  $\mathcal{O}$ ょ 項 لح る申 第 一号の 7 いる 静 政 をし 定 令 する資格 域 三分の二以 で ようと  $\mathcal{O}$ 定 うち 8 る を現 する 要 行受益は 上 有 する者 の同 .意に に 合 代えるこ の地は、に

4 ( 11 が

ょ 5 な V. 地 事

第 八 + 七 請 条に か 二

2

ーっては、 ないこ に限る。 と改の改土地改第 し良他良地改良だ て区土施 る当該 他土地改良区が良施設の大地改良施設の大地改良区が 限る。 いことが - 号 当該土地が区区管理施設 は、 林 設  $\mathcal{O}$ 水 改良区管理の有して、 の三分 又は 次 事 産 の各 明地区施ら改域設 が存 の管 大 当該 係  $\mathcal{O}$ 管理区域とている機関 る土 する か良をの 理 う又 な区もの を内 い管 0 5 土 は う。 以区 地 理 場 地 施 都 分に良 の組 を 合 容 上 改 設 道 合員 として政 以内 に لح 能 良 0 (当 更 府 下この ょ 事 容とする同 す 同  $\mathcal{O}$ お 施 新 かり、 業 0 該 維 11 る 設 意 事 知 土地 ج ا て、 0 権 持 業 事 それぞれ各号に 令で定め 利項 を 代 計 一 (体 当 心改良区 文に え 画を定めようとす 当 はお号 は ることが 「ることを目 第二 該 کے 該 第 施 な施 が現に行っとを目的し る 益で同 事 設 項 つ設項 要件 第一 業 更新 て 更  $\mathcal{O}$ J. C. 新 侵  $\mathcal{O}$ 機 規 · 掲 げ 害 施 号 き に 事 能 事 定 業に つて 適 す 行 と  $\mathcal{O}$ を 業 に る内に る 合 す 事 発に る ょ り、 揮係 を す る 土 行 る土同 う 土地項

5 ( 10

新

- 。 条第二項第二号又は第三号の事業に限る。)を行うことができる 定めて次に掲げる要件のいずれにも適合する土地改良事業(第二 一項の規定により行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を
- 以 下 に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。農地中間管理機構が農地中間管理権(農地中間管理事業の推進 定 する農用地以 内にその土地改良事業の施行により農用 同じ。 以 該 下 土地 「事業施行地域内農用地」という。 改 を有すること。 |地改良事業の施行により農用地への地目変換を予良事業の施行に係る地域内にある農用地(その地 外の土地がある場合にあつては、 の全てについて その土 土地を含
- 合すること。

  ことその他その事業施行地域内農用地が政令で定める要件に適

  二 事業施行地域内農用地の面積が政令で定める面積以上である
- が政令で定める期間以上であること。 において有する農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間おいて準用する第八十七条第五項の規定による公告があつた日 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構が第七項に

- 2 いて同じ。 る場合には、 は 改良事業の計画 前 項の規定により土地改良事業計画を定めるには、 あらかじめ、 その各土地改良事業に係る計画の概要。 について、  $\mathcal{O}$ 概要 農林水産省令で定めるところにより、 農地中間管理機構の同意を得なけ 改良事業に係る計画の概要。第六項にお(二以上の土地改良事業を併せて施行す 都 道 ればな 当該土 府県知
- 地中間管理権を有する事業施行地域内農用地を貸し付けていると 農地中間管理機構は、前項の同意をする場合において、その農

4 らない。 きは、 あ 5 カ ľ め その 貸付 けの 相 手 方 0 意見 を 聴 カ な け れ ば

な

- 意見を聴 る同項の規定による土地改良事業を行うべきことを要請すること を貸し 農地 できる。この場合において、 する農用 より行う土地改 下この条において同じ。 知 中 かなければならない。 付けているときは、 事 間 地以 管 対 理 外の L 機 構 土地がある場合にあつては、良事業の施行により農用地 農地中間管理権 は 農林 あらかじめ、 水産 3らかじめ、その貸付けの相手方の その農地中間管理権を有する農用 のみを事業施行 省 を有 令 で 定 する農 8 るところ 地 用 その地 域 地 内農用 土地を含む 目 第 に 「変換を予 の規を予してで規 である。 九地とす
- 6 5 行う土地改良事業の計画を定める場合には、 る農用 定する手続を省略することができる。 前 項の 地のみを事業施行地域内農用地とする第 規定による要請に基づき、 都道府県知 第二項 事 項 が 及び その  $\mathcal{O}$ 規 焼定により 要請に係
- る地域内に土地改良施設がある場合において、関係市町村長と協議する。 るときにあつては、その者の意見を聴かなければならない。 理者として土地改良区その他農林水産大臣 は、 項 の規定により土地改良事業計画を定 あ らかじめ、 当該土地改良事業の計 その土地改良事業の 画  $\emptyset$ 臣の指定する者があ その土地改良施設 るに  $\mathcal{O}$ 概 要に は、 つい 都 道 て、 府
- み替えるものとする。 とあるのは「次条第六項の規定による協議又は意見の 域に含めるには」 域を定めるには」 第四 ま お るで並 いて 項の場合には 項、 びに前条第八項及び第九項の規定を準用する。 第五条第六項及び第七項中 第八条第二 と とあるのは 第五条第六項及び第七項、 一項及び第三項、 前条第八 「当該 (項中「第六項の規定による協議) 土地 第八十七 「含めて第一 改良事 · 業 の 条第三項 第七条第三 項 施 聴取」と読 行に  $\mathcal{O}$ 衆第三項及 この 定の場合 保る地

7

# (急施の場合)

2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・ できる。 るため急速に農業用用排水施設の る国土強靱化基本法 で定めるものに限る。 又は都道府県 十七条の 前 号の 土地改良事業による変更後の農業用用排水施設 項の規 道 府 定する脆弱性評価の 県 土地改良事業を行う必要があると認める場合には、 は、 兀 定により 知事は、 第八 緊急耐震工事計画を定めてその事業を行うことが 緊急耐震工事 十五条から前条までに規定するも (平成二十五年法律第九十五号) あらかじ 結果、 がある場合にはその農業用用排水施設 変更を内容とする第二条第二 め 地震に対する安全 計 画 その緊急 を定め るに 耐 は 震 第二条第二項生性の向上を図 減災等に資するもののほか、 工 (農林水産省 事 農 第九条第五 計 林 画及び 国又

よる変更後の農業用用排水施設に係る予定管理方法等として、 事業にあつては関係都道府県知事と、 存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその つては関係市町村長と協議するとともに、 係る予定管理方法等その他必要な事項につい 排 議しなければならない。 ;水施設の管理者とする旨を定めるときにあつて 都道府県営土 その土地改良事業に て 国営土地改良 地改良事業に は その 農業

3 と協 の規定による協議をする場合には、 道 議しなければならない 府 県知事は、国営土地改良事業 あら に 0 かじ き め、 農 林 関係市 水 産 大 町村長

4 るに 項の場合には、 十七条第三項及び第五項から第十 第七条第三 項、 第 八 項ま 条 第二 で 0) 項 及び 規定を準 第三 甪 項 す

か、 (新設)

良事業を行う必要がある場合には、国又は都道府県は、応急工事災害又は突発事故被害のため急速に第二条第二項第五号の土地改

十七条の

五

第八

十五条から前条までに規

定す

う も

0

0

ほ

2

項

0

応急工事計画による事業の施行につ

Ń

ては

審

査請求を

事業を行うことができる。

を定めてその

- 11 -

るこ が きな

# 更

、変の 、しの地十八 一をれ水にせの土必きのの行づ町 の又 他地要に変四 うい村そ更場農 て 他改 る各 施 農改があ更 同て の後 合 林 又 第 特 土 良 条 七 第都 12 行林良あつ後 下水産省令で 、の事業及び第 を主は変更後の全 は変更後の全 は変更後の全 を主は変更 別各に 水は地事の条 地け 項行 う申土おあ 改れ で 土 し水事 産 土改業  $\mathcal{O}$ 項府 て 農 良ば 定 地 請地いつ 省 地 良 を の県 て二以 変地規号用 て 令改事除 な次め改い 事 改 第 規 林 る良事場 業、 の良業 らのる良 の地 良 は 項 水 定 土 その 事計 な各 事 造 事 定 又 項 地産 · 業 に 一合に い号項 成第業上事八のの 8 業画 は  $\mathcal{O}$ ょ 改 の場合にあつことの場合にあつことは を後の予定管理 を体構成)を を後の予定管理 を表の予定管理 を表の予定管理 を表の予定管理 を表の予定管理 を表の予定管理 を表の予定管理 を表してあった。 第八十五条の四第 末のうちその変更上の土地改良事業の変更後の土地改良事業 でを農につ 第 規 る 良 つは、き 業、 区以 申事 八 定 事 き、 分に 下こ き、 請業は 止 林 十 に そ 項 七 第 し水 ょ に (都市道 都 一大十七条の三領 「現に一以上で 「現に一以上で での各土地改良事業な その名土地改立 その名土地改立 その名土地改立 その名土地改立 その名土地改立 その名土地改立 その名土地改立 八 ようとす ŋ 産 土 条 基 十七 づ町府 省 地の 行 更にと り、 第 令 改 四 うい村県 で 良 同 て特知 条 第 る場 項係併事 定事  $\mathcal{O}$ 土 項行別事 て廃良上すそ管林を第同止事のるの理水除一 のるせ業地場 第う農請 ぞ  $\emptyset$ 業項 第 第 るのの れ √a

¬a

√a

¬a

¬a

¬a

¬a

¬a

¬a

¬ じの業土旨他方産 項 土施計良に 号用 事国 各 定 重 施規 項に地行画事は要の上砂すの業、な 뭉 理の地 必法省 又 行 定 の地業営 すの業る概計 に 由 う改廃要等 令 は  $\mathcal{O}$ よ改 なに 事 造 良止なをでに第 る良事場 そ 5 規 概計 あ部係 業成第地 ょ そ事 げ 0) 要 5 る 定 画 分 り 及事八改 き、 一合に かで変域 更め に請に 業 行う第 + 12 そ他の業理項 業十良 る (そ  $\mathcal{O}$ らを、 ると す Ł 変 同れ農廃を由 五事 に、にそ変じ変域基市はの更め更そ Ź そ 意ぞ林止併そ 第条業 条り 第 つ及 五事

た、その他 ところにより、土 を変更するときになり、土 を変更するときになり、土 を変更するときになり、土 を変更する必要更に係る。 たの他の発生している。 たのののでででは、土 を変更する必要が、土地改良事業を併せてなる。 たのののででは、土 を変更する必要が、土地改良事業を供せてなる。 たった、これでは、土 を変更なるときになる。 たった、これでは、土 を変更なるときになる。 たった、土地改良事業を供せてなる。 たった、土地改良事業を供せてなる。 たった、土地改良事業を供せてなる。 たった、土地改良事業を供せてなる。 たった、土地改良事業を供せてなる。 たった、土地改良事業を供せてなる。 たった、土地改良事業をは、土 を変更になる。 たった、土地改良事業をは、土 を変更になる。 たった、土地改良事業をは、土 を変更になる。 たった、土地改良事業をは、土 を変更になる。 たった、土地改良事業をは、土 を変更になる。 たった、土地改良事業をは、土 を変更になる。 たった。 び 前 の又 同れ農廃を由を意が林止併そ 土 条 四は条 う省地第と令改一 する 良項項府 な告省 る施農改が あ更項項係併 事 土 定事  $\mathcal{O}$ の県農 る各 各行林 良 業 地 場 け 令 あっ 後 のの め業 規規営林 L で定 ると 土 て の規規 事 の改合 るの定 定 れ し水 土水 地 て 産 は 土 施 ば 業 土 定 定 計 良 に 重 施 に に 地産 と省の廃は は、 地にに地 次め改 変 行 事 要 な 画 行 ょ ょ 改 大 する 更 よ改 ŋ る 良 改 ょ 業 な 5  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に る 良 各号 事 事場 で ŋ 概計 変 後 良 良 あ部 係 申事 な 止 る 行 の全体計に 合にめ場 更 申事場 業 要 5 項 画 る う 請 分 一合に 業 後 (その のか を 地 同 に 都 ネ (市で には、 場合にある予定! つは、 変  $\Gamma$ 市道 区以 変 域項基 き、 め、 分に 下こ 予構画項基 更 更 そ 第 づ町府 成の第一 変  $\mathcal{O}$ づ町 L  $\mathcal{O}$ い村県 のその(つ管)概一い村そ更場農 条の各現て理及要号て特の後に に名土には方び及の行別各に 一い村そ ょ 他号て 特知 又土の行 り 別事 に名土には方び及の行別各にに水は地事 お称地二廃法予び事う申土おあ産土改業 い、改以止等定農業農請地いつ省地良を う申は そ 農業農請地いつ省地良を用事国林を用事改てて令改事除地業営 改以止等 定 れ 11 て二 て廃 良 上 す そ 管林を用 業良事 く造 るの理水除地 は 止 事の の良 < 事以そ定事計  $\mathcal{O}$ 業 土 旨他方産 造 成第地 ) 事八改 理の地 必法省 成 第業上のめ 業画 由う改廃要等令 事 八のの変る をのに業十良

## 改 良 業 画 変 更 場

土

改

良

事 更

業

画

に

係

る

土

地

改

良

事

0

施

行

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

計場

そ の地 変 更 後 0) 土 計 地 改の 良 事 業の 計 画 に 係 る土 地 改 良 事 0 行

る係はなに内資る、い係へ 良のの事三二 の各施 は、その該当しないこととなる地ないこととなるものがあるときはに係る地域の一部がその変更後の内(これらの土地改良事業のうち 事 業第 定 す地 地れを一 に 域ら除項項 ょ 含め 又  $\mathcal{O}$ る は 規申業 0 る者の三分の二以上の同めた地域内)にある土地域をものがあるときは、そるものがあるときは、そー部がその変更後のその土地改良事業のうちに、 しに 定 第 八 に 基町そ後づ村のに 0 + ょ き、 ŋ 七 条 行 各お へのう う同  $\mathcal{O}$ 7 別 土 行う農 て二 兀 申 地 変 第 項 請 そに、 更 第 良以 の同意 一項の規定により 一項の規定により 一項の規定により 一項の規定により 一項の規定により 用 事 上 号 地 業の の造 第 の土 事 成 八 う地 業 事十ち改 及業 五そ 良 三 の事地 よに り び 条の事 そ業域のにに 条 り 係 行 第 そ る に う八 兀 を · つ 規 施 該 の地 土十 + 第 定行い当施 域地七 係せ 七 すにて 改条条 し行 項る

廃止に係る土地以良事業の廃品を有する者の1 良場の 合

農事良の る行 事業地の発生を 者 用 業事 に項 の三分の規定 号 地 造 第  $\mathcal{O}$ 八十ち 良 事 成 の二以地域)内 に 業 事 事 その ょ 及 業五 業 へを 併 ŋ 条 び 上の行 の廃 第 第 一の同意と出り、土地に せて施 八 兀 止 八 一に係っ 第 + +Ł 七 について第三条に地改良事業を除れ |項の規定による保る各土地改良専題行している場合にある。 条 の <u>-</u> 一第 項 米に規定する/ (人。) につい (又は第八十) のる事合係規申業にる は地、域 定 請 請(市 に 域 ょ 基町そ き、条 資 りづ村の現 格 条 行い特各に その を 有の四 す施第項う請改上

2 5

6 一地一す第び 項項 業定 で  $\mathcal{O}$ 計の場並 第 場 八 地合び四合 画 域に に十に 係 をお第 八 は、 な土地で、 い八 匹 条 + 第 項 Ė 中 兀 五. 改に 第 条 項 条 良 前 は 及 第 事 び六 項 業と第第第項のあった。 第 施る項項項で第 号 又 行の及及 第 は にはびび第七 係 第 第八項 る新七九十 号地た 項項七第 域 に 中の条 八 後とする 発 変 更 後 光 第 五 項 え と する 三分 にのて準か項 以は土第用ら及

> 上る地はのち変項の各施係の土域、そに更の規土行る そに、 更後 同地を 規 そ  $\mathcal{O}$ 定 地 す地 のそ 意にその施 そ 定 に改る よ良場る事合 つの土行の に い変地に変の よる 更後 改係のほ 施 り申業  $\mathcal{O}$ 行行請 市 と 事業に うに見基 ょ に よりそのに係る地 基町そ る項地第 づ のに 施つ該 規 11 特 各 行にていて 施域) 一号 定 て 土 別 だする資格を有する者の三分の二に係る地域に含めた地域内)に、ては、その該当しないこととな 申 地 7 ごう 農 内 な 0 に 請 係る地域の 事業を除り 事業を除り 事 事 良 11 いこととなるもの係る地域の一部が(これらの土地な)と 上  $\mathcal{O}$ 土 八十 成 う 地 事 改 五そ 良 のが改に及 条の事 がそ 良つび 変 き前、条 あの事 四 更 を る変業で、条第 第 に併 係 せ る き後 うの 以あ 項る

土 良 事 業 止 場

事 良の 事 土そ 業地の地 の改廃改 良止 事に 業 係 を るの の廃併 土 廃 が前条第一で せ地 格 て改の 第に こを有 係 施 良 の一項る行事をある。 す 行に係の規定に 土地地での施 える者 定に 改良場に 0 の三分の二以一による申請に其以良事業(市町以及事業(市町以下の下 上の同 基町そ の土項 づ村の現 同地第い特各に 一て別土 意に つ号行申地以 いのう請改上

5

十計の場第び 画地合十第 兀 の略 項 中地る び四合 改に第に十に 五前人は、 前 良は 事業の条第八 条第 項 第 兀 五. 施る項項項 号 文 行の及及及第 はびび は に び六 係 第 第第項 新項の お項の明 の明 の明 二号 とする 三分 含 規第 変 定人項、 更 後め を十 にの て準七 以 は土 第用 条 地 す 条 上 と改項の Ź.  $\mathcal{O}$ 五. 良の 項 こか項 第事 \_\_ 四業定のら及

の更と又画 項の上 他後 はの び 意 同 条 止 る第 産水地第 す  $\mathcal{O}$ 八 事大産良項 لح る は十 あ 八 同 あ 令 中 る第 事 条 条 る で 業 一廃の八 第  $\mathcal{O}$ 定の 土 止は十 六 は 農道め計地の 項項 変 改 理 条 中 画 水県事の 第 良 由更 八 そ 概 事 後四 +業のの項 要 لح \_ 又の他当 八 項 条 読は計農該 + 及 定市み廃画林土 七 び 条 第項 す概産改 当の 兀 る 良該 る 要 省 項 )山、 <u>こ</u> と 令事 土第 号 で 業地八 لح と廃あ定の改項あ 良 す止る  $\otimes$ る ののる 事 画 0 0 理は事 の業第は 項概の六一以 由 そ変し 要計項同上

全業又土そ該そ事大し旨他方合林は って、 臣 は地  $\mathcal{O}$ 当の業 必法に 水土 土 のあ一改変 し施計の 廃 要等 あ産地地林農の同廃 つ部良更な行画指当止なをつてと事後いにに定該の事変で 省 改改水林土 令 良 良 道 、ことと す 変理項更はの事事 府 は  $\mathcal{O}$ 係 係 す 更マスを、 するの定め る 県 る のそ る る 業 市 施  $\mathcal{O}$ 地 又 0 れ町行施な域地のはの土 は 司 で得るときた での の市町で の市町が がおけれ の改意廃他地要 の都 部 林府る このき、関係土地改良事業の廃止の世界を当れ変更変の廃止の世界をは変更変 地域地、そのは、 その変更なるとともに 産知項 れの同の域その施 は、 ば全意全にの 令 な部を 該更に 部 含 で 当後係に、 ら又得なは、 又め なは はた し のる 地め場後計改合め町替止の水地 か一地なそ地そ改る合の画良に る村え 部つ部域にの域の変を、を、を 良事に予の事は重特区項あ定概業、要別 変区項あ定概業 要別も を を 施(変区行そ更そ 施 を、 要計あな申の 又と つ管 そ 国そ の営のは とにの後の て理 及画ら部請 区土区廃な係変の他そは 方びのか分事 る 更土農れ廃 法 予変じの業 域地域止 る 地地に地林ぞ止 等 定更め変に に改のに よ改水れすそ管の 全係域域 更つ 含 良 Ŋ 良産示るの理場農又き む事部るをに

10 8 す第項 十の略 項 場 ま 合 0) で に 場 並は 合に び に第 第 お 八 八 条 て、 第 + t 同 条 項 か 二 条 及 第 び 第 八 第 項 八 中 項 項 及 第 び第 六第八 項九十 の項七 規 の条 定 規第 に定五

> とあ 水地第する あ る る十 七 同  $\mathcal{O}$ で 業 一廃の 七 条 条は 事事大定の土止は条業業臣め計地の「の  $\mathcal{O}$ 第項 八 は事の 良 由更 + 概 事 そ 後四 項 t 要 のの項 条 لح 又の他当 0 読は計農該 項 画林 知み廃 土 及 の水地 び 条 当 え す 概産 改 第 項 る る 要 省 良該八四 第 ゴ と 当、 令 事 土項項 業 で 地中 あ定の改 と廃 と 止るめ 計 良 あ る。 ののる 事 六る分 画 理は事の業項のの 項概の 由 は 計と そ変 要 一以 と、 の更 又 画あ同上 はのる項の 他後 農の同廃概の及同 林土条止要はび意

・む事又土そ該そ事大し旨他方合林は9 引業は地の当の業臣て、必法に水土 て、必法に水土工屋屋の項、廃要等あ産地地林省良項 地の変 当の業臣の計の す業 は地 べに てあ部良更な行画指当止なをつつのつと事後いにに定該の事変で では、とする市町に係る地域のこととなった。 令 良 良産 十の略のつ 変更又である者 変理項更はの事事 て 道はるのそ す そ定 るのめの計又る画改理 府 を の 変更後の の ところ ところ ところ 町行施な域地のはの土 県 るの改意廃他地要と一良見止農改が に行 の都項 のれ村 農改が後 係 同 らの に 道 意のする係き部 事をに林 林府 の土地改良事業計つにより、土地改しようとする場合 ると ベ 地るは、地域地 · つ を が業聴 水事 水県 市 き、省 て域地 得町 その 業 産 くととも 生省令 発力 発力 発力 な村のの域そ 省事替止 の施 ったは、 関令廃 けの同 全 にの変 行 れ全意ば部を 該更に 部 含 で止 で 変 後係ない、 土定の更業地場地場後計改合 当 又め 定 市も 又得はた地 L な のる め町の そ地そ改る合の画の域の良事に予の る村 らは 地な 良に 予の事は定概業 か部域いの域の 重 特す な かつ、国際をその口域)又は内でととい い部つ 区項あ定 施(そ 施 変 概業 要別 更そ を、 管 要計あな申 を 2 にの後の て 理 及画 ら部請 の営区廃な係変の他そは方びのか分事 土農れ廃 る 区土域止 る更 法 予 変 じの業 地地に 地林ぞ止 域地のに 等 定 更  $\otimes$ 変に に改全係域域 よ改水れすそ管の 更つ 含良部 る をに ŋ 良産示るの理場農 又 き

9

10 8

。項 第 項 項場 ま合 お 1 でに 並は び 前に第 条 前 八 第 条 条 八 第 第 項 八 中項 項 及び 及 第 び 六 第 第 項九 の項項 規の 規第 定 定八 に ょ を十 る 準 七 用条 す第 る五 を

の更と又画り 他後 は  $\mathcal{O}$ る 農の同廃 林土条 水地第す を 産改九る 定 当, 省 良項 あ す 令 事 中 るる Š で 業 「廃の事 の土止は項 定 計地の لح  $\otimes$ を る 画 改 理 あ 示 事の良由更 そ る 項概事 そ 後 う  $\mathcal{O}$ 業のの 要 は と又の他当読は計農該 と、 み廃画林土 八 替止の水地 + えす概産改当八 る る 要 省 良該条 <u>ر</u> ح 当、 ŧ 令事土第  $\mathcal{O}$ で 業地七 と廃あ定の改項 す 止るめ 計良の ののる る 画 事 規 理は事 の業定 項概のに 由一 そ変 要計よ

12 11 `る変 すあめ当行そ後そ るをのに定 ところ しにの  $\mathcal{O}$ 土 必 更 るた  $\mathcal{O}$ つに 上 林 、 る 水 ( 略 ) 土 他地要 後 の六第第項全地地な係 変 て方域いる更 地 農改がの 水 る水 こ地域によ 項項場の公内のま合地共 改林良あ土 ようとす 産 土申産 共 良 水 事 る 地 ょ 省 地請大 本業の産業の産業の産業の産業の産業の産業の産業の産業の産業の産業を利用していまれています。 り、 又と 方 団 に ŋ 令改に臣 体はなぎる当の で 良基 又 共等 Ź 定 土 事 づは 止地 で止の 業の改 し施画 場 業い都 有 変 8 R八条第二項A 日資格地につい 一資格地につい は城をその変更 合 域な行に 更 る のて 道 いに 施行府 計 良に 重 には、 ことと 要 画 事 行 う県 農知 予の な に 業 概計あ部係用事 の第及をい改更な域改をつ 場八び得て良後るの良、て 管 要画 ら分る地は 地造 理 及のかを 第 事のも一事そは 方び変じ 変 域成第 法予更め更 業その部業れ廃 そ事八 三 おび項れ条ののががのぞ止等定の、い第、ばに施施あそ施れすそ管場農 の業十 L 他に五 るの行示るの理合林又土係条と変にし旨他方に水は地るの 九第な規行行 項八ら定にに 係係なけ後ろって、 改当同並十なす 必法あ産 土 改 土 四 は後る、の地 る るる 廃 要 等 つ省地 良地第 資 地 地 の地そ止な をて 令改事改一 格域域 そそ域のの事 変はの良 業 良項 を内にのの内変理項更そ定事計事の 有に含該施へ 更由を すのめ業画業規

13

及か

業第びら前る

とのま合地

で、

八

七

 $\mathcal{O}$ 

後四合項第な

い第

に 及

土第に

業地八第第

の改項四五

計良中項項

に

は、 公

第 寸

け

び七い

条

計項五十の

あ規

のを

は準

る第

の人

は十

更 第

の項

良該条

条

変 理

当

事

用 +

す

る 条

又

は

す

る لح

旨 あ

廃

止

 $\mathcal{O}$ 

由

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

農 該

林 土

水 地

産

省

令

で

定

8

 $\mathcal{O}$ 

概

林土条止要 水地第する ょ う 定 省 良項旨 あ す 令 事 中 るる で 業 「廃 の事 لح 定の土止は項 あ め計地の を る る画改理 変 示  $\mathcal{O}$ そう 事の良由更 は 項概事 そ後 <u>`</u> ك ځ 要 業 のの 第 又の他当 八 読は計農該 み廃 画林土 替止の水地 条 こえるも 概産改当の す る 要」と 省令 良該 川、 事土第 で 業地七  $\mathcal{O}$ と廃あ定の改項 す 止るめ計良の ののる 事規 画 理は事の 業定 項概のに 由 変 そ 要 計よ と又画り の更 他後 はの同 農の同廃概項

12 11

13 の項とのか 止林きよ林略し水、る水 る水 土 土申産 地よう省地請大 とする! 団とな該の産業の産るのでである。 該第 令改に臣 良 る。 で良基又 土八 令廃は事 土 定 事 地十 前 公 づは 共 有止地 し施 地場  $\mathcal{O}$ 改七 第 画 で 止 変 業  $\Diamond$ 業い都 条 八団 定 更 良 条 の第 資 に 域な行に  $\mathcal{O}$ の改合 る のて 計 道 係る土地改良事 に係る土地改良事 に係る土地改良事 第二項及び第九項 等の同意を得か 等の同意を得か 等の同意を得か 等の同意を得か 係る土 め場 事 場 八 条体格係 係 後 良に 画  $\mathcal{O}$ いに 計 重 施行府 る事の合に は、 事  $\mathcal{O}$ 業  $\mathcal{O}$ 画 要 行 う県 の第 予の な 農知 概 業 に あ部係用事 地地項あ 要 計十 定 概 計 管理 つて 又 画 要画ら分及のかを る地は (良事業 (後のの一事業れが (後ののの) (では廃りでものが) (では廃りでする。) (では廃りでする。) (では廃りでする。) は の項 地造 で、 は、 事業の施行 で、 のそのがある。 のその施行 のその施行 のをの施行 のをの施行 概に じ 変 変 域 成 更 要 お 」 い 予 更  $\Diamond$ そ事 止 前 並 び項けに、れ す 条 止 等 定の L の業十 لح あるのである。 る そ 管場農 他に 第 に 7 五 第ば規行行 旨 あ準 八 の理 合林又士係条 第 と 旨他方に水は地るの、必法あ産土改土四 る 用項 八な定にに 変に L 兀 中項十らす て、 係係き更係 のす 必法あ産 土改土四 るるは後地地、の る はる 及七なる 廃 要 等 つ省地良地第 資 地 地 の地そ止 第び 条い な をて令改事改一  $\mathcal{O}$ 同 変条 そそ域のの事 理 六 第 第 格域域 変はの良 業良項 を内にのの内変理項更そ定事計事の 由 更 第 項五五 更由をすのめ業画業規 後 兀 項項 有に含該施へ

「な (事 第 規 の の は 天 な の 二 に 由 一 る でい係なのし 項 市町村方と、月頃の規 0 あて よそ る同町地更 るの更 す 市項村方又 公 他後 町の長公は関定 告農の同 共廃係に 村 規 を林土 と団止都よす 0 定 第 水地 長 に あ体に道りる産 九 改 を除 よる 等 で い 府同前省 良 項 県項に、 令 同はあて 知に で 業 (一生地改良東京との公告は (一世の公告は (一世のの会) (一世のの会) (一世の会) (一世 次 項 12 け町県定る事を項概事 お れ村のにの項す い 要 長知よはをる て ば 又の な(事り「示事」は計らそを同関す項第廃画 同 なの除意係前 四止の える る を 都 に 。 得 道 い変 と項す 地更 得道 あ中る 要  $\smile$ 方公は لح な府そる 読 け県のの同 とれ知示は項廃 共 廃 あ 4 替団止 ば事す「の止る

(削る。

14

`のをの る画改理変 廃農第 事の良 由更同 事 そ 後 条第止林八 要業のの第六 す水十 又の他当八項る産 七 は計農該項か場省 4 廃画林土中ら合 止の水地 に 「 第 で す概産改当九は定第 え んるも 省令 る要 良該項 8 旨、 事土ま第る項業地で八重第 事  $\mathcal{O}$ で 廃あ定の改の条要 す 止るめ計良規第な号 ののる画事定二 部の 理は事の業を項分事 型曲 その他 で変更し で変更し で変更し で変更し で変更し で変更し で変更し はのる。 Ļ 他 後  $\equiv$ の同廃概 項  $\sum_{i}$ 林 土条止要 並又土 地第す 水 のびは地 改九ると場に土改 産 良項旨あ合第地良 省 事中 るに八 改事 で 業 一廃のお十 良 定 の土止はい七事計 計地の「て条業画 15

14

を変及ない県項すし 要 又の他 びいて知に る 規事 は計農 定項第 廃 画林 と みれ 廃 項 公 十 と す 」 四 止 替 ば 止 中 共 七 あ る と 項 す の水 産 えるものとならないは 「団条る事あ中る 関体の可るの様を 令 係等 はをの同 で で第 市 「示は項廃 あ 定 町村長」、「関係都道」「関係都道」 لح 地 第 関す一の止る 8 す 方 八 係前第 規のの る 公十七 ر چ 八 定 理は 事 + 由 項 と府規府で条 団条 ょ そ 体の等三 るの更 るのに知示の 公他後 第 で の知よ事す 告 農の同 あるこ は事り(事第一でも) を林土条 「 を 同 そ の ま 項十二二 す 水地第 市項 る産改九 ٢, くを変 項前省 町の係 良項 村規市 のに、 得 更 令 事中 の定に村っ な又 \_ 規 で 業 けは関定 そ定の土 とれ、庭保には、とれば、上れば、日本のでは、日本 を よ長 のめ計地 除り ば止都 よ公る画改 く同そ同なに道り告事の良 意の項らつ府同を項概事

を改 お す 臣 る 侵 7 第 害 省 ほ 又 は す るお 都 廃 ること 第 す 七 道 第 それ る 条 府 止 七 第 第 県 項 が 項 に 四五 が 当 知 又 で 十項 な 該 は お 事 き は、 八か 土 第 11 11 、ことが 十二 地 7 条 6 潍 第 第 改 第 良 項 六 八 用 六 項項 項 事 す 明  $\mathcal{O}$ 6 業 る  $\mathcal{O}$ ま 規 らでに 第 場 第 か 0 定 合 八 利 + で に 規 項 あ 害関 条 に ょ る場 又 第 あ定 る する 0 は 係 計 項 T 前 合 人 画 は、手続 に に 項 0  $\mathcal{O}$ に は 権 規 続 変 これ第 定 利 更 お す 農 又 V 又 ら六 る て 林 は は の項 手 準 水利 土 続 手 に 用 産益地

事土ま場省 業地で合令 で 前 あ定の改のにで条 止るめ計良規は定第略か準八ののる画事定、めーす、用十 理は事の業を第る項 「項概の準八重第 由 変し 要計用条要 そ 号が の更 他後  $\mathcal{O}$ の同廃概 分事 土条止要地第す 業 地第す に 水 改九ると場第更つ 産 良項旨るに項 省 令 業「廃のお並 で 又土 の土止はいびは地 定 てに土改 計地の「 前地良 る 画改理変 の良由更同条 事 改事 項 概事そ後条第 良業 業のの第六 事計 又の他当八項業画 は計農該項かをの 廃画林土中ら廃農 止の水地「第止林 す概産改当九す水 る要省良該項る産

17 16 15 地 令 令で定めるところにより、 改良事業を廃止しようとする場合には、 業計 る農用 土地改良事業計画の変更の場合げる者の意見を聴かなければならない。 改良事業の施行に係る地域を変更することにより新たな地域を都道所県が第八十七条の三第一項の土地改良事業計画につき土 変更又は廃止につき で定める事項を、それぞれ示して、 止 はその変更後の土地改良事業の計 良事業につき、 の土地改良事業の施行に係る地域の 農地中間管理 なければならない。 都道府県知事は、 令で定める期間以上であること。 ける前号の農地中間管理権の全ての存続期間 準用 る地 当該 0) 当該 土地改良事業につき 行する場合には、 の場合にあつては廃止する旨、 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合に限るものとする その変更後の土地改良事業計画に係る土 その土地を含む。 地 画 1号の農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が政する第八十七条第五項の規定による公告があつた日にお 域 の農林水産省令で定める重要な部分を変 土地改良事業計画を変更したことにつき第十八 中間管理 目 地 土 土地を含む。第十七頁こお、こういった。変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあり農用地 地 (その 改良事業の施行に係る地域 機構は、 変更 土地改良事業の施行に係る地域その 機構が農地中間管理権を有 第八十七条の三第一 その各土地改良事業のうちその 後において二以上の土地 次の各号の区分に 前 土地改良事業計画の変更の その変更後のその施 項の同意をするには 廃止の理由 画 農地中間管理機構の の概要を、 あらかじ 項 *の* 部とすることがで より 0 規 すること。 部 地 改 行に係る地 改 その他農林水産省 定 となる地域内にあ 良事 め、 更 良 土 に そ あ 事 れぞ 5 地改良事業の ょ 農林水産省 · 業 を · 業 の 場合にあっ かじ 変更に係る 他 ŋ /行う土 項に 土 れ各号に 地改良と 施行に め、 きるの 域 同 プせて 意を おい 当 (新設) (新設)

係る地 る地 いこととなるもの これ 機構 の該 域に らの 域 から賃借 含めた地域 0 土 部 ないこととなる地域をそ 地 がその :権又は使用貸借による権 改 があるときは、 良 内) 事 変更後のその施行に係る地 業のうちに、 にある農用地 その土地改 その に 0 つい 変更 利 変更によ 0 設定を受けて て現に農地中間 後 良 0) 事 業に 域に そ ŋ  $\mathcal{O}$ そ 施 該 0 0 でいる。一個行に係 当し ١ ر 施 ては しなに

二 土地改良事業の廃止の場合

権又は に係る地 その 事 土 業 地 のうちその 改良事業を併 廃 使用 域) 止に 内 貸借による権利の設定を受け 係る土地改良 0 農用 廃止 せて施行して 地について現に農地中 に係る各土地改良事業に 事業の いる場 施 行に 合に 係 ている者 る 間 地 は 管理 つき 域 その 現 機 構 そ 各 から賃 土 地 以 改

頃 (新設)

18

と、第八. 他 とするには」と、 変更後の土 農林 る地 び 定による土地 議 含めて第 第十六項の場合には、 を準 規 項及び第九項並びに第八十七条の三第四 第八十七 画 土 」とあるのは 第三項、 る 域 定により行う土地改良事業に 水 地 0 「当該土地改良事業の計画の概要」とあるの を変更 0 する旨、 概 産 改 用 要」 する。 は 省令で定める事 良 地 事業の 第八十七条第五項から第十項まで、 条の三第四項中 改 項 改良事業を行うべき」 することにより」 とあるのは 良 0 この 第八 Ō .事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地 廃 「次条第六項の規定による協 止の 定の 計画 十七条の二第八項中 場合において لح 理由その他農林  $\mathcal{O}$ 地域を定めるに 第五条第六項及び第七 項」 概要又は廃 「変更後の 事業施 一 対 と と Ļ つき、 行 同条第九項中 とあるの 土地改良 止 地 第五条第六 とあ 水産 する旨、 第一 は」とあ 域 - 「第六 内農用 土 地改良 るの 省令で 項 項から第六 議又 項、 は  $\mathcal{O}$ 事 - 「土地改良事業 業の るの は 第八十七条の 地 規 廃 項 項 定に 定め 及び 第八 事 は「変更後の は意見の 新 とする同 止  $\mathcal{O}$ 対 · 業 の たに事業施 0) 規 は 定による に係る地域 より į る事 第七 理 項までの 条 「新たに 施行に 生由その 第二 項の 行う 項」 聴取 第 項 中

19 え 施 の合には るも る旨 とあ 農用 第十七項」と、 係る土 地 地 第 地 とする第 業 地 域 るの + 0) 地 施 域 中 内 -七条の 内農用 とする。 地 行 間 廃 とするために土地改良事業計 改良 第二 管理 地 用 止 は 0 域 地 「変更後の当該土地改良事 項項 兀 理 【事業を廃止する場合には、 内 地とする農用地又はその 権を有する農用地」とあるの 農用 及び 第 由 同条第六項中 OI その 規定により行う土地改良事 又は土 地 第三 項  $\hat{O}$ 他農林水産省令で定める事 項」 規定により لح 地改良事業を廃 とあるの 同 「当該土地改良事 条第 行う土地 画 Ŧī. 業の を変 項中 土地改 は 第八 新 は 計 更 止 Ų たに 業の 改 画 + 事 良 「その · 業 の 業 良  $\mathcal{O}$ 事 スはその要請 ではその要請 項\_ · 業 の き 事 概 事 計 施 業につ 要 計 業施行地域 画 行 新 を定める と読み たに 文 画 廃 ル に 事業 の は 廃止 き 概 要 そ

農

とし、

す

لح

定管理方法等その よる変更 画及び予定管理 すその他必要な るとき 水産 条第二 がある場 全省令で (農 項 中 林

業用用:

排

水施設

(農林水産省令で定めるものに限る。

[及び当該土地改良事

業に

の

緊急耐

震工

事計画

び

第三

項

0

規

定を準用する。

の場合に

お

*\* \

7

同

びに第八

十七条の

兀

第一 第三 更し、

項項

第八条第二

一項及び

重要な部分を変

急耐

震工

事計

画

(T)

農林水産省令で定める

は土地改良事業を廃止する場合には、

十七条第五項から第十項まで並

合にはその農業用

用

排

;水施設に係る予定管理

方

法等その

項」とあるのは

「変更後のその

緊急耐震工事計

画

法等を変更する必要があるときは変更後の

20

項 令

第

七

項、

第十二

項,

第

+

0

権

利又は利益を侵害するおそれがな

0 第

変更

又は土地改良事業の廃止

が当該・

事は、第六項、第十項、第ないことが明らかである場該土地改良事業の利害関係項又は前項の規定による計

でに規

定する手続

(第六項にお

V`

て準用

する第四

十八条第六

一項又は

前

項 産

É 大

おい

, て準

甪

する第八十七条第

五.

項

から

第八

項

は

農

林

水

臣又は都道府県知事

定 他

項\_

لح

定めるとき」

とあるの

は

「定め

要な

事

項又

は

廃止する旨

廃

止

0 理

由

その

他農林

予

産 める事

省

で定める場

合を除く。

と読み替 六項

えるも

のとする。

新設

(新設)

2 第 8 7 2 5 6 第 第 収を受けるべき考収を受けるべき表現又は第八十七条 九十 あるときは、その土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計行う土地改良事業を除く。)について、その事業の性質上必要が、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により事業又は都道府県営土地改良事業(これらの土地改良事業のうち、八十九条の二 農林水産大臣又は都道府県知事は、国営土地改良 削 九 5 画 る第八条第二項に規定する手続) 国 る。 玉 第二 十条の二 を受けるべき者の を定めなければならない。 場合に 13 14 -九条の二四又は都道府 |営土地 |営土 条 項、 地 あ (略) 改良 改良 第 って 国、 農林水産大臣又は都道府県知門内県の行う換地処分等) 匹 府 条の 者の三分の二以上徴収については、 は 事 事 項 業の 都道 業に係る特別徴 又 これ 五第一 は 足府県又 負担金 前 らの 項 2二以上の同意を得なければならない。では、都道府県又は市町村は、その徴項の規定により国が行う土地改良事業の場合において、第八十七条の四第一 へは市 手続 を省略することができる。 収 町 0 村 金 ほ は、 か 第六 玉 営 項 土 地 に おいて 改 良 事 業 準 甪 (第 す 第 2 2 5 6 第 第 2 第 九十条の二 九十 八十九条の二 の事業の性質上必要があるときは、その土地改良事業の施づいて行なう第二条第二項第五号の事業を除く。)につい 事業を行うことが、日本のである場合には、日本のである場合には、日本のである。 することができな ため急速に第二条第二 八十八条 る地域につき、 事業又は都道 (国 国 (国又は 国営土地改良 第八十 急 14 前 営土地改良 項の応急工事計画 施 0 場合) 八条第一 都 (略) 道 第 国 府県営 府 八 県の 事業に係る特別徴 事 換地計画を定めなければならない。 農林水産 +·業の 項 ればならない。町村は、その徴収を受ける できる。 玉 都 五. の規 行う換 又は 土地改良事業(これらの土水産大臣又は都道府県知事 道 条 府県又 負担 項 か 1、その徴収を受けるべき者の三分の二以1改良事業に係る負担金の徴収については1項の場合において、第八十八条第一項の 定により応急工事計 第五号に よる事 都道府県 5 金) 地 前 は 処 条までに 業の 分等) 市 は、 掲 町 収 ?げる土地改良事 村 金 施 規 は、 行に 応急工事 定 国営 す 0 画を定 る も 1 は、 士 地 7 計 地 改 は 画 0 を定 業を 改  $\otimes$ 良 玉 0 良 事 営 審 外 ラいて、そ これに基 手業のうち 行う必 事 土 め 査 紀行に係 てその 災 の地 請 改 害 求 (第 要

良

を

`令良のた用土等項てるて域つのつ項の|営 地をに予日そにた す で 事移め 途 工 る道 定 業 転所 を し お定 まのつ日 事 び 七 た めに 等有供 目 11 L で 旨い (そ  $\mathcal{O}$ とが場場 たのを当の 完 了 て よを権 し的場 項特 用間に出る るす のた外 合 に項の別 合利る 場 用 又 に、 で 及 移 告 該 日に 規に 規申 くきる。 を益 際 転 合途 は的以 事 前 0 L 定 お定 当外外の該出土途用土途 をに きす 市除 をに 等 に、 項 いに 事 町村、け うる資 を除供該用の該 既 第 T ょ  $\mathcal{O}$ ()用途(7) する 農 ŋ ょ 百 L 及 に当ちまりている。 途地を · 湯合、 と が が 地 つ林十 格 玉 び 定 が 第 に つ者な 八 ょ は、有 てかい地 すのう 1) +らもが目、の災的 で国公る臣三定営告利が第 は、 る施士 はられば目、有目。で国公るの災的一権的)定営告利の災的時のない。 七 玉 者行地条が がに改の行 例令な等用的移用供る地たの当項 係 良 四う でのつに途に 転途す用改日全該の当る事等にる途良して土規該地業 同 る途良 定てよに目等に て土規該地 項 めいり 供的を供たを事以が地定国域を項 特る る当す外受しめ除業後発をに営内除又 ところ 場該 くの八。計年 くは。第 別 る 用けた所 生含 ょ 土に 号 場有 徴 合 た途 計年しむ る 地 玉 て あ 第  $\mathcal{O}$ そ 営めに 合権以画をた一 収 公改る以八事 金にの土所供目 十業 下 をよ他地有 七 徴り政改権 る外該転のいすめ地あ業にの条国

村事め特はる町を も村内国 要申地の特容 請改众 別と都 し、 道府 事良以申 道略 う。適 業施 下 請 と設一の 合 事若県  $\mathcal{O}$ す のの 業 又 ですーいった。 のる体管項とは でするは でするは でする。 行のなをお体内町 と容村 係 につ内い 容と 係 限 て てなのは る しそい るる。  $\neg$ 地 0 関 て部 域 地 のす 土 域以効る連そに地 内 内下 果 土土の含改 こが地地効む良 に あの増改改果土施 る る項大良良が地設 ŧ 土にす事事 生改の 業」と に 地おる 業 良新 で、 若事設 限 いも 業若 る  $\mathcal{O}$ 国いく で L うは増 国関政営 営連令市 増国は で町 市管 大営変 0 き町理定村又す市更

> +災的一権的) がに改村 害外時の外にめ土しの当項等用的移用供る地たす。該の کے 例令な 当 る 市 日) べ土地 で、 のつに途に 規 転 途 該 地 て よに目等に 玉 定 定 域 を請 供的を供たを事以がをに めいり 営内除事 項 特別徴収を 外の対しています。 る め除業後発 含 ょ 土に  $\mathcal{O}$ .オ く。 場 該 生 所  $\mathcal{O}$ 八 む る 地あ 及 合そ 国ために 場 て、 計年し 一公 有 改る以び 定 をと を と の 定 合権以画 告 良 下 第 金に  $\mathcal{O}$ が 事 土所供 供目(す的当 八 よ他 を 地有 あ 1) り、合意 徴 改権 0  $\mathcal{O}$ つ項 玉 なた日事 等でで る日 てそ 良 のた 用土 き及 収 条 が 事業 · で 定 移め途地 すること び 第 行 に供し、定したり、定した までいてそ完 転所に 第 う 道めに いしで旨 てそ完 等有供 条 項 百 よる 府る を に 項の項 が県場 すのた 規 に規第 で 及合利 る 定 お定 きる し業にきたに、第 びを益際 転合途は的以 す いに 号 市除を 当たに 等をに 当外外 に T よの を除供該用の該 よ農百 き受既 کے 町 同り事 け に 土き L す土途 用 つ林十格 じ国業 村 る地 そて 当た 途地はて水 三 を が に 該場 たを と あのい を 受産条有

5

村事め特はる町を る別土 も村内国 别 要申地の特容 と件請改へ別いに事良以申 別と都 道 し、府 う。適 業 施 下 請 と設 合 事若県 **)**す 一のの業し 0 又 のる体管項 とくは 一は市 施もと理に 行 行のなをお体内町 ににつ内いと容村 係 て 係限 る 容 7 なのは そのす つ て 部 るる。 地 地 関 域 部土 そ 内 域以効 る連 に地 内 下 果 土土の含改 が地地効む良 あの増改改果 る 土施 る項大良 良が地設 ŧ 土にす事事 生改の 業」と に 地おる 業 良新 ついも 当ての で、 若事設 限 る。 業若 該 国いく で うは 国関政営 営連令市 増国は 市管で町 大営変 0 町理定村又す市更

連に等をに当外外良 よ他 日特規 供該 除 用 0) 事 以 别 を する 土 用 業 は L 途 後 申 事 当 た 地 若 八 することが 途 しに しくは ため といめ 年を を自 該場 る 事  $\mathcal{O}$ 規 合、 道 土 工 定 , う。 は、 る ょ 所 0 告 府 地 5 令 経 事 す る利 · で定 県 目 が 目 有 当 過 工 がの る しに 及び 合を除 権の する 事の 該 完了 できる。 災 的 的 あ 時的 火害等に 外用 外用 め 益を受け 関 0 た日、 完了に る用 市 供 日 移 連 を 旳に目的外用途に移転等を受けて、 供するため所有る用途を除く。 べき、 が途に供り 途に 管理 までの 町 により当 する 村 そのいてい 事業 供的 にあ 関 9 第 の者から、当該関連十のおりの者があるためが、 いした場合にめ所有権の 間 き 連 百 つて に、 管  $\mathcal{O}$ 同 計 項 理 は、 以画 当の 事 条 当 の移転に下この 業に 0) 土所供目 に 該 規 **(当** 条例で、)となつて、)をなって、)となって、 有権の移力的外用途 定に お 土 該 V 地 あ 第連 等項をに て 予 を当 つて 土 ょ 土 地 る 項 地 んめるといる場 を し し お い し た い 業又は当 転所 に お定該 公 は 又 改 関 特 るところ 等 有 供 玉 は良 をする 権の た連用土 別 ľ 的 場 て が 事 合そ た場 外合目途地 徴 あ 該 移 収 つ町項に 金にの関際転合途は的以改た村のあ

5

条府 県 営 土 事 業 金

九 る者 定 担 地 でする資 方自 定に っでその 良 を ょ 徴 治 ŋ 格 収 法 行う土 を有 することが (昭 事 道 業の 府 するもの 町県改 和 二十二年法律第六十七号):がるものその他農林水産省令が施行に係る地域内にある土 村は、特 地 改 良 できる。 別政 申請の分 事業に 請 の他農林水産省令で定る地域内にある土地に調事業を除く。)によ 定 担 ただ めるところ 0 71 L て は、 第 そ に 八 第二 ょ 0 + b, 定 に ょ 分 七 つって都 担 条 めるもの 百 金  $\mathcal{O}$ 第五益府 を +徴 第 匹 一条ののに受営 収

2 5 ŧ 0 とす

府 県 営 士: 地 改 良 事 業に 係 る 特 別 収

> おる公告! 特別申請言 て予定 を当該 のって ては ためるところにより、 ている場合その他政令 特別 L 関 て て 目 が 連 が る  $\mathcal{O}$ 性の移転等をした場合を除れる。 する際 徴 土 あ 工 定 った 収 地  $\mathcal{O}$ す 関 転 改 工 る 金 が  $\mathcal{O}$ を徴 良 日 連 に 既に 管 事 以  $\mathcal{O}$ 0 了 .オ く。 令 理 Ū するため 用 業 た 収 土 後 完 途 を こ易、、。)には、これである。 湿」といい途(政・ で定め た場場 行に 日、 地 八年 事 当 若 することができる。 (都道府県及び市町村にで定める場合を除き、そ事業による利益を受けて (都 を自 ずる 該 しくは当 き 土地 合、 を 関 0 第 . ら 目 う。)に供 経 き 令で定め 連 百 有権 第 目 過 管 が が 過する日 的 該 災的 百 理 的外用途に供一時的に目的 害等 条 の外用 関 十三 事 当 る用が 業に 連管 該 き、そのもでいまります。 するたり 転途等に ま 関 理で 途 の 二 あ 連 に 供した! に 供的 を 0 土 するた あ しめ除業 間第 て 項 地 < . に、 0 者な 該  $\mathcal{O}$ は 又 改 から、、関連十 て て、 途 場 有 計 項 玉 は良 は、 めに 合 以画 当の 権 営 第事 土所供目  $\mathcal{O}$ の当移  $\mathcal{O}$ 下 に 該 規 と地有す的当移こお土定な改権る外該転のい地に 条 政 定 町項に 例令

5 9

7

地改良工地改良工 事 県 業 都 営 ( 道 土 市 府 地 道 土 特 事 別政業 申令の 請 の分

第 ける者 規 土九 担金を徴い地方自治さ 定 する資 でその 収 法 格 する 事業 を有 (昭 けるも の町県改 和二十二年 施村は、事 行に が Ō で きる その 係 る 法 の他農林水産省令で定る地域内にある土地に請事業を除く。)によ 請事業を除く。) にの定めるところによ知金等) 律 第 六 十七 号) 第 ょ 定によ つき 百  $\Diamond$ 9 るも て都 第三 +利道  $\mathcal{O}$ 兀 益府 条か条 を県 らに 受営

2 ( 6

道 府 県営 土: 地 改 良 事 ·業に 係 る 别 収

るためて 外地内除 を受け の用 を当 供 L あ のた場合(当該よりの方権の移転な 別 所 途 該 る 以条 下この五第 て、 「年の規定により都道府県が下この項及び第三項において「目的外用途」といい。 「上地につき第三条に規定する資格を有い。」でこの項において「目的外用途」といいでは、 「本の項において「目的外用途」といいでは、 「本の規定により都道府県があり、 「本の規定により都道府県が、第八十」。」 ( 以 都道 徴 土 0 県 府 八営土 地 改 市 良町 事 村 行条 府  $\emptyset$ る

5 5 略

事業

施

行

地

域

内

農

用

地に

0

*\* \

て 農

地

中

間

管

理

機

構

農

地

中

6 の各号 るときは、 道 府 0 県 又 1 その ず は h 市 か 者 町 いから、 12 村 掲げる者 は、 特別 政 令 徴 が で 収 定 当 金  $\emptyset$ 一を徴 該各号に るところ 収 することが 定  $\emptyset$ ょ る ŋ 場 一合に で 条 きる。当 例 で、 新

イ 管 用 ょ 当権 途 を設 ŋ 該 以 〜 行う土 事 業施 定 下この Ļ 地 行 項に 改 地 又 は 良 域内農用地を第八十 お 移 事 転した者 <del>,</del>業 V て  $\mathcal{O}$ 計 目的 画 に 外用 次 お  $\mathcal{O}$ 11 七条 途」 て V 予 ず لح のれ 定 いう。 三 す カ る 第に 用 掲 項げ 途 る場 以  $\mathcal{O}$ 規 供外 すの定合間

る

ため

所

有

権

0

移

転等をした場合

を

自

目

た

ところによ 定 条 若 しくは 貸 0 借 規 事 事 若 業 業 定 しくは 施 つて設定若 に 移 施 よる公告が 行 行 転 12 地 地 係る契 使 域 域 内農用 用 内 農用 貸 しく 借 、約又は農業 あ 地 は 地 0 0 た農 移転 解 に 除 0 5 用 V を さ 経 L れ 地 て た場 た農 利 営 0) 的 用 基 農 外 合 地 集 盤 用 地 積 中 中 強 途 間計 化 間 促 管 供 管 画 理 理 進  $\mathcal{O}$ L 法第十 権定 8 場 係る

は げ 使 ,る場 用 施 貸借 行 地 域 よる権 内 一農用 利 地 0 に 設定を受けて 0 V) て農 地 中 いる 間 管 者 理 機 構 次 0 カ ١V 5 ず 賃 借

> `有目 有目の移動 が、当該-が、当該-が、当該-が、当該-が、当該-は、 が、当該-+ の者 か る以下条件 別 都道府は て、 都道地 場有 府 合 収 権 第 県 個の移転 金 目 (当 又 につき第三条に規定の項及び第三項により押の規定により押工地改良事業(都営 的 県 外用土 営 改市 土 等項 良町 をに地 途 地 することが 事村 途に供した場合を除く地を目的外用途に供すをした場合又は当該上において「目的外用途に供す地改良事業の計画におった。 定お都 い道 て府 同県 営 υ°° が市 (するため) はいて予しないである おをい有 な対 する施 ろ 施土別 は所らう定者行地申

- 23 -

イ し権 た場 その 該 合他 事 0 業 使 施 用 行 及び 地 域 )収益· 内 農 を目 用 地 的 を とする権 目 的 外 用 利 途 0) に 設 供 定 す 又は る た 移 8 転 賃 を借

口

当

該

事

業

施

行

地

域

内

農

用

地

を

自

5

目

的

外

用

途

供

た

場

8 7 い用 する て は、 項 項の特 第 九 特 同 条 + 第 別 第 条 四徵 十一 第項収 四 金 第六 項項  $\mathcal{O}$ 頃から第十三項ま頃の規定による処界六項|又は第二項の額については、 ま処項 がった。 第 しく 項 規 0 定いはの ての 第規 を 準 五. 定 審項を 用 す に準 する。 常用する る。 っ準

係

する 九 る たに 九 め、 < 項 ょ  $\mathcal{O}$ 場合 ŋ 兀 0 は 金 ŋ 合 そ 分 に 賦 項 第 銭 項 を負  $\mathcal{O}$ 担 八 のの項 は、 兀 第 課 充 並 に 元てるため、そのこの規定によりそのハ 項の 項条 項 徴 土 金 負  $\mathcal{O}$ びお 玉  $\mathcal{O}$ を負 中中項 担 地 担 規 に 収 11 第 営 した組 若し 金に 規 改良区が第三十 第六 する金銭 定により 五. 土 読 第百 規 定により 担 + 地 くは 約 み 代えて土 十二条第 八 L た者 合員 替えるも 条良か事 五 を負担した組 負担 + 第 の土地改良区が第三十六の分担金に代えて土地改者(同条第四項においてり負担金を負担した者又り負担を含む。)若しくは第 条 あ 五. 八 6 1\_ 金 る 項 地 又 第 -六条第一  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を 項  $\mathcal{O}$ 六は 分担 と 負 中 +は 第 都 一農 す 担 六 五. 道 合員 項 金 が し組十 条 府 を負 項 徴 た合 ま 県 林 を含 لح の収 者 員」と で 営 水 産 担 規 さ 第の土 あ 省令 L 六 規 地 る た 十定改 0) 第る一を良四の条準事 又 は は 条 用 す を 百 規第項る + 0 第 九

新

6

条第十 第 一四項、 項項 かの第 ら規四 第 定 項 十三 たによる 又 は 項 ま 処 んでの規定な 項 若 L < を変のが 用審項 す 査に Ź。 請お 求い にて つ準 い用 す て る は 第

同九

十二条 係  $\mathcal{O}$ 調

た場合には、第二項の担合によりその負担によりその負担によりの担合においての場合には、第二項の担 九十一によりで 条第四 する金 しくは の金銭に充てる 来第四項の規定 項の分担金な 0 賦 銭 課徴 を負 兀 三 第 元てるため、規定により 項条項 のびお 規にい 一を負 中中項収 の担 地担 い第 営 いする金 て、 لح 規 L 改良区が第三十 金定 第 Ŧī. 土 によりその。 た組 読 L 定 に に 六 十 地 第 規 担 くは み替 + 百 に 代えて土地 ょ 約 L 第 八 改 た者 より 銭 ŋ 合 五. 以を負担 えるも 員 +負 か 事 第 土分(同 へを含 条 五. 八 負 担 第 あ 5 業 地 担 項 金 第六 又 る 担金に代えて土地改良区同条第四項において準用担金を負担した者又は第古か。)若しくは第九十 した組合 改良区 で項中 六条第一 0 0 改 は  $\mathcal{O}$ 第二項 とす 分担 良 +は 第 都 区 担 六 五. 道 一農林水産公園合員を含む 2が第三十六2元において した合 が + 条 府 <sup>1</sup>しくは第4 質の規定と 徴収される ま 員」と で 営 あ  $\mathcal{O}$ 土 六条良 六 規 地 る 省 L 令 九十 る金 た に 条 あ十 定 改 0 文は 第一 ょ 区 用 第 第 る を 良 若 の条準事 がす九 条 り 兀 銭 しく 第六 項 徴 る +賦に は 第 条 項 用 収され -一条第 充てる  $\mathcal{O}$ 百  $\mathcal{O}$ す は 規 規第項る 第 定 九及 定

業 振 興 地 域  $\mathcal{O}$ 整 備 関 す る 法 律  $\mathcal{O}$ 特

九 規 + 定 13 条 ょ *の* いる農 業 振 業 興 振 地 興 地 域 整 域 備 0 整 計 画 備 0 12 変更 関 す 0 る う 法 ち 律 第 農 用 条 地 等 第 項

る土地 カュ を 行に係 わ 地 目 いて らず 区 的 三条に か とし 5 域 第八 る地 除 を て農 規 同 外 1 十七 . う。 す 地 項 域 定 方に るた 中 各号に 用 する農 地区 間 以 条 の三 下この 管 あ めに 掲げ 域 理 るときは、 用 権 第 行う 地 つる要 条にお 同 の存 等 農用 項の 法第 を 件 続期間 V . う。 の全て 同規 八 地 1 定 条 法 区 て 同じ。 第 に が 域 第二項 を満 より  $\mathcal{O}$ 以 満 十三条第二 了 変 外 して 更 第 た 行 0 す う は 内 用 号に 土 1 ほ  $\mathcal{O}$ 途 る場 か、 項 地 そ 土  $\mathcal{O}$ 改 0 地 規 供 場合に限り 規定にか 地の土地の 一合に 良事 を農用 変 定する農 す るこ 更 限 係 地

良 区 す Ź 定  $\mathcal{O}$ 準 用

ることができる。

第九十六条 第九十五条第一項の規定により行う土地改良事業には 第九十六条 第九十五条第一項の規定により行う土地改良事業には 第九十六条 第五十三条の規定を準用する。この場合において、第五十二条第五項中「第五十二条第四項、第五十二条の規定を準用する。この場合において、第五十二条第五項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二条第三項ただし書中「第六十条の規定による請求に基く地役権の対価の減ただし書中「第六十条の規定による請求に基く地役権の対価の減ただし書中「第六十条の規定による請求に基く地役権の対価の減ただし書中「第六十条の規定による書でといる場合には」とあるのは「その土地改良事業の工事の完有があった日」から起算して一年を経過した場合は」と読み替えた。

九 十六地 良 区 す る 0)

げる権利を有するすべての者の同議決を経なければならない。」と第五条第七項に掲げる権利を有す条の規定を準用する。この場合に 「その土地改良事業の工る請求に基く地役権の対る請求に基く地役権の対る請求に基く地の権の対る。第五十三条の四第二項 六条第二項、 のとする。 八項及、土地改 その土地改良事業の工事の完了につき第百請求に基く地役権の対価の減額があつた場でいい」と、第六十三条第三項ただし書中「第 定による - 六条に び 公告 第 かお 七 ら起 第 五 ٧١ 九 九 て準 項、 + が 算し + 五. あ 条第 用 Ė 五. 0 第 五十二条第四 一項中「第五· この場合に た日 条から第五十七条の二からは て — する第五 + 利を有するす 一項 . (換 年 、」とあ を経過した場合は」と読み替えるも 「大田の同意を得なければならない。」とあるのは、「第二年の規定によっては、第五年、第五項、第八項及び第九項 「第四項、第五項、第八項及び第九項 「第五十二条第四項から第九項まで及 「第四項、第五項、第八項及び第九項 「第一項をでしますで表 「第一項をでしますであるのは、「第五条第七項に掲 「第一項をでしますであるのは、「第一の表 「第一項をでしますである。」と 「第一項をでしますである。」と 「第一項をでしますである。」と 「第一項をでしますである。」と 「第一項を表 「第一項 を 第の準 五 規 お 十二条 定 11 て、 条の三まで ょ 第 ŋ 第五十二条第 五. 行 十項な う 五か 条 5 土 温織する会議 一条第五項中 ま第地 に で、 五改 第六十三 項良 第ま事 五. で

第

九

+

六

条 規

0

兀

第九

十六条の二

第

項

0)

規

定に

より行う土

地

改

用

定

良 第 九 (準用: 十六条の 規定 兀 第九 六条の 第 項 0) 規 定 に より 行 う 土: 地 改 良

る第項「第「掲は村十係あにのすし農域は「条項九五」ま項の第の六か前二同げ「の二るる係施るて林内」そ第及十、でか二三 るる係施るて、 そ第及十その三で 三び三第 中は項ら条項条る第長条土 土 水に る行者 らか項のに 第地地もにごこ 第技二二 らま二 「か第第に 産あの地項第条八 第第 大項になると、と、 掲六術十と、項者がある。 申ら九六掲六術十 省 る事区中 三の十 八 土 道請第項項 令 業内 八 十項 五. 条一条の き 」 地 第 同 で地にに規六定 る 条 七ま十第項 、項 で、 لح と域 で 技 第 条 定 によあ約条を 第 条 五五 ある と、 又ま 第 当 る 土 の準 + 術  $\mathcal{O}$ 土とあり、二人の大力を対して利地を第 者 、者るる 七該ヨネるにハコる 第ののの第項土該にのあ条項も第 エ音はは五中地組規はるの中の三 七該 用 兀 第 ま前四 条 九 で、 す項 第 五. 段十 「現及び第 一を受けっ のは「 「なのは「 لح +及七 二十二二に条土地第組対に 「に条を あ十る三 「「十前第二 項 七第び しにあ 見 一 改 合 定 条 項 る三を前第二第良員すの条き条五条二区」る を 条五第 及 し、定がし、定る る地で一 合 第 の十六第び 定るそ条定場十 け 七項五第 そするで組 項 条か十四 項条第条事 るを事者「とのるで組 第本ら条項五女第、か け 五五第第 及 同一条 の有業の組あ者資そ合と、 とお第び五 文第 十十五 カン 七五十項条 「十るそ者行条がはけ有業対三 「八ののがにに、「るすのし十 「第第項る掲「八ののがにに申五五」のげ前条は者、係規 「るすのし十並第第 か十 項 のげ前条は者 係規土第利る施て六び三四第ら七 条ま 第申五五 とはる条 そる定地一益も行 条に十項八 第二と該 と当との地す改項をある。資域る良に限 と第第六並十六の五 二あっ のに 資域る良に限そ係あ 一六条び七十二 段条る「 びと及第の前と項る市第格内資事規度のるる項十第に条五第第あび四は条、にの町五にに格業定と他地の中一一第の条一 二か にの町五にに格業定と他地の中一一第の条 第あび四は条

らか項のに るそ条項者の例中 する らま二は る 三を前第 が、係規 そ する 五. 「四て、方第第、項 定場八ま十第項 定場を 項条第条事 るの地す改項 五五第第 五五 ( ) の は る良にの受 れ十十五 第 の第域 を事に 同 内資事規はけ有 とお 四項第 = 業対 ま前四条 七五十項条 一十あて 一十 あて 十 る 施 て 十 か て 十 中第 る 五 あにのす第利 て 六り、、 六あに ++及七 第項 ŧ 条 益 行 条 七第 び 条 項 第 と第第第 」のげ前条は者定 とはる条」「す 土る行と 第申五 五. + をの に 第条五第 及 請項十とはる条 <u>こ</u>と、 限そ係あ一六三 六 四の十六第 び کے 条度のるる項十十項三、 者」 第二 一あ「「条 当 は項 七項五 前 あ該 と 他地の中一六並 段  $\mathcal{O}$ 条か十四 第の前と項の町五の町上の 農域は「条条び第本ら条項サカン等等にある第一の き 地第四域三第 び 及 し て、」 (林水空 (林水空 と域 第あび四は条 にの町五に第 第第に 五. カン 三る第項「第 - 掲は村十係 一第十 九第ら 項の六か前二同げ「の二 産あの地項項九八第項五第 知中は項ら条項条る第事「一か第第に第技二 と省る事区中及十条五ま十七日 第地規はるのお 六を定「土二い か十で、 令土業内「び三 項 都申ら九六掲六術十と六を定道 請第項項げ項者八、項」す い同で地にに規第条ら七 条ま す土地第て 協道請第項項げ項者 条定によあ約 の第条第第 三 し、項で 条同中とる改せで項 読第めつつる る 十規六の五 府 とと 資改そ項み四るきて土と六定十二 項で 技 十項第 知又ま及と術者 と第当、七該 ああ 一格良の中替項も第利地あ条を五第 二か三 者るる 事はで 七該当を事者「え中の三 益にるの準条一

前 五 村係 項及び 第一 条ま あ 項 は る 他 が 第 同 長 都 5 は と町川村 及び 関 あ 町 計 る 廃 必 必 あ 後 第 条 道 か 第 百 地 「国又は見るで」とある 協 変 項 第 じ 第 改組十る事 村 係 0 止 要 要 る 0) Ŧī. 府 + 画 は国、又 第二 合員 更な 農 兀 長 都 す が 場 中 項第 議 県  $\Diamond$ 九 良 のに は 合に 業 必 七 条事 る あ 後 事 及八 項 す 知 + は協 道 ーそ ことあ とあるの 協 市 ると 用 項 び 旨、  $\mathcal{O}$ 項 + 当 中 る 事 要 条  $\mathcal{O}$ 府 신 と、 とともに」 ٤ 三 県 そ は 用 0) 第 八 該 都る な 条 に 議 町  $\mathcal{O}$ 0 -第二 き 道の す 知 村 廃  $\mathcal{O}$ لح そ 排 緊 六 条 市 第 事 兀 要 +例な 項、 つする 緊急 急 るととも あ 0 水 あ 第 町府は 七 都 項 る 事 要 0 止 は 第 を 村の議に第九 第八 議会 る 農 施 に 及 項 もれ な 変 耐 る + 条 道 は  $\mathcal{O}$ 0 設 費用「第一 第三 理 更 業 第 び 項 耐  $\mathcal{O}$ 震  $\mathcal{O}$ 九 府 「あら 事 0 とあ て、 とある 都 は は 八項 議 十七 県 0 由 後 用 工 1 項 震 第 中 議会の議決を紹元十六条の二気においる。 (農林 あるのが 第三十二 を負担 て、 に 事計 項」 用 条中 営 道 に 議 そ  $\mathcal{O}$ 工 九 同 予 事 排 第 る カ 府 決 0 第 土 十 第 9 「理規程を完成第三項並 したもの」 は「第三項並 とあ ľ لح 計項 第 県 を 他 水 水 画 八  $\mathcal{O}$ 地 玉 六 八 1 定 +あ 農 営 経 管 画中 施 産 及 項八 は 改 営  $\emptyset$ 条 て 十 第一 の三」 林 理 及 設 省 び 七 条 る 良 土 る 土 て 程第 「そ 一必 Ŧī. と第一 に 当 0 玉 び 令 経画か  $\mathcal{O}$ 事 地市 地 水 方 条 条 業に 町 をら 改 変 法 予  $\mathcal{O}$ 係 で 該 て 項は 要 改 は 営 産  $\mathcal{O}$ か 並定項 と 「項びめ中 良 更 緊 定 土 兀 項 応定第中 な 良村 b +土 省 等 定 る と、 一第事 管 急 予  $\emptyset$ 第 急め九 に に 必 事 地 後 令 そ 地 第 あ 事の 前 三 るも て 八 十第 七 条 要 業 改  $\mathcal{O}$ で  $\mathcal{O}$ 理 耐 定 改 لح 工 項 0 業議同条 規 第 な そ 定 他 方 震 管 良 項 + あ 事 六 八 条 に て に 会 条 第 定 六 に 良 ま  $\mathcal{O}$ 第三 十第規二五程 事 あ 0)  $\otimes$ 法 工 理  $\mathcal{O}$ 事 七 計 と 条 + 0 あ 0 第二 六 す 事 る は で 三 必 と、 第十 業に あ Ź 緊 要 等事 方 に 条 0 関 0 議 項 業 る  $\mathcal{O}$ 五 1 画 を図るのまか 四条項 決を -四条中 急 て 7 事 0 係 て لح な を 計 法 限 は 項 十を れる。 等そ 市 あ 項事 変 兀 は 中 項条 は あ ょ 耐 画 第八定 更 る 同第第めはでら第 と町関経 中 る 一条め

と町、村、 の」と、窓の」と、窓の」と、窓 区土す規六そ地る定条 、村「条十第は国ま三 の改金すの第他良銭る四九 び理 同 東九十条第四 四又は都道宮 日子は都道宮 日子の二第一 除 規 条 第 の区 者 第 第定 条 おら、その大役又は明 | と、「記載をあるの。 | とあるの。 | 上の項におるの。 | 上の項におるの。 六十 すの 項を る四者第 並定項 兀 び と読 条中で項 に 中のは、「 るの現対い 第 のに 4 の同品 て 議 す  $\neg$ 理 「前二項に掲げ、第八十八条の議決を終め、第八十八条の 明した、読み替え 第 は意 土 お 規 第 こえるも を土得 百地い 五程 十三 改て 条十を 地で」 良 読 第 八定 土 条事み 条め 改 業替にえ 地  $\mathcal{O}$ 項 で定定を定して応じた。 る者」とあ لح 区 中 第 第二 そ第良るすの九区のる 要 7 六 あ 急めび 項 す 準 組十 る 用 中項る 第 合  $\mathcal{O}$ 費 九 す は  $\mathcal{O}$ لح る 用 +第 中と L 六の画あ 八あ を 第 と 六 条 あ十例 条は 条十る 三 玉 「あて をる 負 土る賦第 一定のの五の担

知

l

け

同

理

又は とあ る の とする。 良 地 る 区 改 0) 第 !その! 第良るの 前二項 はは る 前 項 第 の他の者(国及び都道府県を除く。九十三条中「土地改良区その他の者区から」とあるのは「土地改良区かのは「対して賦課徴収する金銭、共のは「対して賦課徴収する金銭、共のは「対して賦課徴収する金銭、共の他の者(国及び都道府県を除く。 \_ 項 12 匹 同 とあ お 条 とあ 第二十 1 条第六 るの て るの 準 用 は 項 する第八 項 中 は 前 0 第 場 同 項 項」 合 **呪定する者」と、 界四項中「前二項.** 八条第二項に規定 と 項 に と あ つて 第 他の者」とあるのは以区から、その同意戦、夫役又は現品」 < 第六 「前二項 七 は 手 項 項、 ) | | |と 続 定 第 に す 第 第 れ + る手 読 対 掲 六 + 5 べする負担 み 品」と、「土 げる者」とあ  $\mathcal{O}$ 項 項 項 続 記意を得て」 ・ ・ 替 手 に 言えるも 第十三 お 第 +  $\mathcal{O}$ 1 金 とほか て の改 準 項 項

2 五耐 工 項事 の計 応急工 画 及 び 事 前 計項 可画については坂において読み は、第九一説み替えて漢 第九十六条の二第六えて準用する第八十 項 七 の条の規 2

を準 前 項に 用 でする。 お 1 7 読 4 替えて 準 甪 する第 八 + 七 条  $\mathcal{O}$ 几 第 項 0

 $\pm$ 地  $\mathcal{O}$ 共有 者 0 取 扱い)

百 十三条の二 き使 第三条に規 用 及び 定する資格を有するも 収 同等 益 をする者が二人以  $\mathcal{O}$ 土地に 0 1 て 0 上 共 んは、 有 あ る場 者 第 が 合に Ŧ. あ 条 ŋ 第二 は、 又 これらの は 項 及び 権原に

項

第

+

条

第四十八条第三項から第七

項

くまで

(同

条第四

五. 頭に 第三 項 び 第六 項 第 お 八 項 1 にあ +7 第 五 準 七 って 項 条 用 の 及び す は、 る場合を含む。 第八 一第二 第八 項、 一項及び 一十八 第八 条第 第三 + 項、 七 六 項 条 第 の 二 及び 第 八 十 第三 + 五. 第 五. 条 九 十六 第二 項 条 及 0 、条の三 び 項 第四 第二 及び 項 項第 第項

並 れ 第 八十 5 合 び ľ 0 わ 第九 者 れ せ 条第一 0 て 十六 0 4 が 者  $\mathcal{O}$ 項 第三 条の三第二 土 0 及び 地 みにより 一条に 改良区 第二項、 に規定す 一項及び 土地改良 0 組 第九 る資 合員とな 第三項 十六条 X 格 一を設立 を つて 有 0 の 二 規 す 定 V る る場 第二 0 ょ 者 j と 適 一合に 4 用 項 につ 及び な は す 第三 V 又 は

> 計 画前 項に に つ いては、第一において読みな 第九 替えて準用 十六条の二 する第八 第六項の +規定を準 八 条第一 用項 すの る。 応急 工

- 28 -

4 3 2 権 一第二項 %定を第 記利を有 くは て同 る者 に 兀 を第五条第一項、 のうちから代 有 る者とみなされる者又は 当 及び第百 お する場合を含む。 限 前 利 同 とい えは、 を有 第百 第五 該 第 第 する者とみなされる者 お 百条の二第二項 いて同じ。 使 ŋ が 項 ľ の土地に で 第八十五条の三第 項 共 V 用 (以下この ない。 · う。 人以 項に 又は第二項の規定により の場合におけるこの する者とみなす。 有に属する権利ごとに、 + て準用する第三十 項 五 する者は、 貸借による権利又はその他の 十三条の (同 政令で定める。 及び第九十九条第二項にお 十三条の + シ上の者 条において準用する場合を含む。 おいて準用する同 条第五 表者 おいて準用する場合を含む 条におい は、 つ 条において 兀 V 第八 第二 て、 第九十六条の四第一 項にお 以 第五十二条第五項前段及び 農林水産省令で定めるところにより 兀 0 一人を選任し、 (第百十 共有に 第二 下この 項、 十五条第一 所有 て準用する場合を含 一項 項 一条、 いて準用する場合を含 (第七項に 法律 頃に 若しくは第六項 0) 第八 属する場 権、 申 (第九十六条の 同 条第 条におい 項に の規 合わ 第九十七条第一 請者」と 十九条の二 お 地 項、 その 0) 1 上 合に 使用 権、 規定する共 項 お 第三条に 定 せ *\* \ て同じ。 項及び て準用 第八 て の規 者 V 0) て準用 及び は、  $\mathcal{O}$ て 適 永 頃の規定により申請を八十五条の二第一項若の氏名又は名称及び住 う 第一 む。 兀 用 0 定 小 「みなし三 第六 当 する場合を含む。 第九十九条第二 規  $\mathcal{O}$ する場合を含む。 第 収 作 に そ 項から 第五 む。 権、 有 該 適 並 項  $\mathcal{O}$ 益 定 0 以 又は 一用に を目 す V 共 び 下この 項 項 共 第 有に 第九 十二条第七 属 る に 以 に 質 て 有 (これらの I的とする 権、賃借 第百三 第三 土. 条資格者 資 0) す 下この + おいて準 それぞ 十六条 る権利 格を有 に属す 項にお -九条の に属する 地 必 *\* \

7

要

項

項

5

項

0

代表者の

権限に加えた制限 知しなければならない

は

れをもつ

申

-請者及

改

を行う者に通

び 改 良 事 業 を行う者に対 抗 することが で き

6 をも 請者又は 兀 項 っつて 0 代 表者の 土. 地改良事業を行う者にその旨を 申 請者又は土地改良事業を行う者に対抗すること 解任は、 農林水産省令で定めるところ 通知するまでは、 12 ょ ŋ

7 なし三条資格者等のうちい 第四項 規 て 約 を行う者がこの の規定によりみなし三条資格者等に 同 項の規・  $\mathcal{O}$ 規 定 定による通 により代表者を選 法律又はこの法 知がな ずれか一人に対してすることをも 1 任しなけ 律に とき は、 基 づく 対して れ 申 ば なら 命 請 する行 令、 者又 な V) 定 は 治為は、 款 土 場 若し 一合に 地 ひとしている。 0 てみ

## 百 十三条 0

第 その 百 1十三条 令で定め 土地 改良事 る事 ·項を届け出なければならない。 ·業の工事に着手する前に、管轄2 農林水産省令で定める土地改良1 競登記所に農林→ 改事業を行う者は 水は 産

2

「成の「 「成の」 「での」 「できむ。)、第五十三条の四第一項において準用・、その各々の区及びその区に係る土地改良事業は、 「一項において準用する場合を含む。)、第六 「一項において準用する場合を含む。)、第六 「一項において準用する場合を含む。)、第六 「一項において準甲 「一面において準甲 「一面において神 「一面において 「一面において 「一面において 「一面において 「一面において 「一面にな 「一面にな 「一面にな 「一面にな 「一面にな 「一面にな 「一面にな を項む第六場含及 。九条合 0 定 第百 並 び に 十三条の三、 第九 十六条に 第 お 百 1 十三条の四 て準 を含む。)、第六十四頃(第九十六条及び第四第一項において準田地改良事業は、第五土地域を数区に分けた場 

百 十三条の二

全省令で定める事項を届け出なければならない、その土地改良事業の工事に着手する前に、管第百十三条の三 農林水産省令で定める土地改良専(登記所への届出) 第 (を届け出なければならない。 改良事業 業 登 記を 所にな なう 農 林者

2

を含む。)、第百十三条の二、京及び第五項(第九十四条の八年、第八十九条の二第一項の、第八十九条の二第一項のの第一項において準用する。)、第五十三条の四第一項において準用する。)、第五十三条の 百十七十 一項(第九十六条及び第、その各々の区及びその十七条 土地改良事業の施行に係る地域を数区に 0) 規 定 並 び に 第九 十六 条に お て準 用 する 第六十四次条及び第-六十 て第けた す  $\mathcal{O}$ 八第一 十る 用 +する条に · を含 四場 条九す 条合 +

水は

施項 行 に係 L る書地の 域 規 及びの きの用 地に 域に係る る は、 地そ 改れ 良ぞ 事れ業 業、と土 み地 な改 す。良声 事 業 0

# 良 る 損失補

第 百

2 よむ。 。第条 限都合 に 改 七 る  $\mathcal{O}$ 、項四 築公 (第 第 若 告 及 第 第 は築 て 、若し 並第 項条 十 準 がび百九び一 用  $\mathcal{O}$ 項 たする。 三項、 あ第条十に項の五第に < 第 れ 兀 第 八 のには 十第 た十一第 条第 つ修 九お 項 ボンス 第四項、 一条において 一条において をにおいて 単一の で 場合を含む い繕後 項 可 とてをし、 を受け 第 兀 七 十三 お 条  $\mathcal{O}$ てこ する 項 7 準 第 n 五場 第 用 七 第 補件の用一八項合 項、 5 す + 償を形す条条にを 八 る 八項 るに第お含 し付質 項 場 +第 おいて準用する場合を含む。場合を含む。 加を場お十いむ。 及 合 七第 八 をし び を +条 九 七第十 第 含 た場合に + む 条 五 五 む用第す第九 の項条 いは工。増作 すれる 九項る 十場十 ( 四(第第 十六条九 作 第四八第 八 項十 +|+七項 六 2

施行には 係る地が 域 規 及定の そ 適 用 地に 域 0 定い 係 7 る土、 地 そ 改れ 良事業 業とみ、土地 な改 す。良東 事

## 土 一十二条 事 る

第 百二

2 第十条第三項、第四十十六条の二第十項、第八十七条の二第七項並びに十六条の二第十項、第八十七条十九条第十二項(第百条十九条第十二項(第百条右場合を含む。)、第九十七条の規定による公告があずした場合には、これで第一条でによる公告があずる。ただし、都道府県知事には、この限りでない。 あ第条十に条含十 事れく のにはつ百の五第のむ についての損れ 日十一条において後においる 大後においる の二第二項(これ の二条のの は修繕をし、 についての損れ の二条のの は修繕をし、 についての損れ の二条の の二等においる。 条 許 第十六 可 を受け 項 八項 てこ 第十七 失 は、物 れ ら 行 お十い十い項で三 し若し変更し をし 合い項で 「更し、」 で選用 で変われ て又準項八第 十三 よく む用第す第七項 す九る九条に 合いは工

 $\bigcirc$ 独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 法 平 成 + 兀 年 法 律 第 百 八 十 二 号) (第三 条 関

係

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

2 第 ないで又にて 行のよ + 3 う 流 50 は 係 11 な用 る る 前水 め利 いに。供 条を総改(第か会良略 る 施 本 益 実 設をの を する者を除く。 侵 一ん又区 利機項がはは、 は総代会の議決を経、かつ、みは総代会の議決を経、かつ、そは総代会の議決を経、かつ、そは総代会の議決を経、かつ、そは総代会の議決を経、かつ、そは総代会の議決を経、かつ、そは総代会の議決を経、かつ、そは、前項の同意をするには、政は、前項の同意をするには、政は、前項の同意をするには、政 害 画 改 正 案 | 以上の | いの用 | いの用 | いの用 | いの用 | いの用 改の金 の同意を得なけれる の同意を得なけれる の目意を得なけれる の目の のとしてなる がなものとしてなる がなものとしてなる がなものとしてなる がなものとしてなる。 のとしてなる。 のとなる。 のとな。 のとなる。 のとなる。 のとなる。 のとなる。 のとなる。 のとなる。 のとなる。 のとなる。 のとな。 のとなる。 のとなる。 のとなる。 のとな。 のとなる。 のとな。 のとなる。 のとな。 に設組で けかての該のたちこれが、ちんが、 ばが令利築しに項に 2 第 4 土地改良区は、前項 おり、総会又は総代会 でいる機能の維持を図 でいる機能の維持を図 でいる機能の維持を図 に利益を侵害するおそ 定める要件に適合する の用に供する者を除く らない。 十三 施 「と余く。)の三分の二以上に適合するものにあっては、当ままするおそれがないことが明らか用して現に流水をかん!」 略計 画 を図 号用ののの 元に流水をかれることを目が 現 改供議同 のにあっては、されないことが明れないことが明れないのとが明れないのです! し決意 いを経、かつ、 する かに 行 該者 改築にてるの組み 係の合定

5

十八 定良 +法 特 を Ŧī. 条第 する 「国第四項 「1条第五項(第八十七 連用する。この場合において、同項中 連用する。この場合において、同項中 一項(第九十五条の二第三項) 一項(第九十五条の二第三項) 上の場合において、同項中 は構がかんがい排水に係そり 本の準用) 準 7 定 第 準 場 五. 第 用 項 合 す (こう、) (第十九) (100) 3 に 場 お 合を含む。 1 7 準 用 第九十六条の す んる場 合 第 を 八 れ一六条 含 + 六条 八 条 七  $\mathcal{O}$ 第 十 項四 六 六 第並第項条九び一、の び一、のに項第四 項、 第三 九 0 第二 は、 + す Ź 第に十 第 第 五. 項 九お項 八場 項土の 合第の規改業 + 1 項十 六て第に七 冗

> 以上の同意を得ないがいの用に供することそのとすることそのという。 する者の他当時 他る更員め なけ 当施新の う れ ばか令利にないで又に 有め同ろ しに項に

5 7

5

良(十五十 十定人を 定良 (いき) で準用する。 (ので) が条第十一語 は、(昭和二-1) 十 用する。この場合では、 機構がかんが 機構がかんが の 三 八項 お ( 第 第 +(第 第 百 九第十 七 て 十十五項 条 九場 法のが 五項 (第八 五条の二等 五条の二等 十合五に 及第 用 八項 条に び五 す 条に んる場 第 お第 東十項又は第九上 明十三項、第八十七条の 一九十五号)第五 中、第八十七条の 中、第八十七条の 年、第八十七条の 年、第八十七条の 日項中 お い項 、 同項 五号) なおう場 年十二を を含 て 準 第九十九条第九十六条 用第 二条第一項第 場合については 第百二十二条第 での二第十年条第三 十六条の二第十 十六条の二第十 でも含む。) でも含む。) する  $\mathcal{O}$ 規 定 よる 第は、 項 項、 七第 る 項八場 項土の 及第第並十合第の地業 び百 七を四規改務 九び

えるものとす	「独立行政法人水資源機構法第十三条第五項の規定による公示	おいて準用する場合を含む。)の規定による公告」とあるのは	(第百十一条において準用する場合を含む。) 及び第百十一冬	第九十八条第十項又は第九十九条第十二項(第百条の二第二
	示	は	条	<u>=</u>

による公示」と読み替えるものとする。とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第十三条第五項の規定

- 33 -

って、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、   高いて説明すること。   印第四号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とする   現の規定による土地改良事業が行われることがあること   のは定による土地改良事業が行われることがあること   のはでによる土地改良事業が行われることがあること   のはでによる土地改良事業が行われることがあること   のはの農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農   あること。   の貸付けの相手方の選定及びその変更を行うこと。   といて説明すること。   の場業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農   あること。   の首付けの相手方の選定及びその変更を行うこと。   といて説明すること   の方とする   はいて説明することがあること   の方とする   の方とする   はいの農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農   あること。   の方とする   の方とがあることがあること   の方とする   のうとする   のう	(農地中間管理事業規程)  (農地中間管理事業規程)  (農地中間管理事業規程)  (農地中間管理事業規程)	○ 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	一   一   一   一   一   三   ( 略 )   一   一   三   ( 略 )   一   一   一   三   ( 略 )   一   一   一   一   三   ( 略 )   一   三   ( 略 )   一   三   ( 略 )   一   一   三   ( 略 )   一   一   三   ( 略 )   一   三   ( 略 )   一   三   ( 略 )   一   一   三   ( 略 )   一   一   三   ( 略 )   一   三   三   三   三   三   三   三   三   三   三	

4・5 (略)

- 35 -

4	^ -1	3	2	第一		
(略) ***	る規定は、から第百十	土地改良法第百条の二、	(略)	一十二条 (略)	(農用地開発のための	改
(	の で、 交 、	から第			交換分合)	正
1	換分合に関第百二十二	百八条まで				案
	準他同	で、第百十三条、第百十				*
略	関の	3 土地	(略	第二十二	(農用	
j j	る規定はから第百	百		条 (略)	地開発のた	
- 3 ( <del>2</del>	、第一項の交換十五条まで、第	条の二から第五			めの交換分合)	現
	労合に関して準用に、	八条まで、第五				行
	で作用する。での他同法の交換分	日十三条、第百				

0

小笠原諸島振興開発特別措置法

(昭和四十四年法律第七十九号) (附則第十条関係)

(傍線部分は改正部分)

$\cup$
農住組合法
(昭和五十五年法律第八十六号)
第八十六号)
(附則第十一
条関係

(傍線部分は改	
公正部分)	

十八条(第二号から第四号までを除く。)、第  規定並びに第百三十八条(第二号から第四条、第百二十条及び第五章(第百十三条の三  組合とみなして、同法第二章第三節及び第一項の規定により土地改良事業を行う農業協同  同法第九十五条第一項の規定により土地改する土地改良事業として行う場合には、組合を  二条第二項に規定する土地改良事業として七条第二項第五号に掲げる事業を土地改良法第 第十二条 組合が第七条第二項第五号に掲げ施行)    (土地改良事業の施行)	条及び第百四十二条の規定を適用する。
条、第百二十条及び第百二十六条を除く。)の   第三項、第百十九条、第百二十条及び第百二十六条を除く。)    組合とみなして、同法第二章第三節及び第五章(第百十三条の一項の規定により土地改良事業を行う農業協同   同法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う農業協する土地改良事業として行う場合には、組合を	第百三十八条(第二号から第四号までを除く。)、第  規定並びに第百三十八条(第二号から第四号まで
同法第二章第三節及び第五章(第百十三条の三 組合とみなして、同法第二章第三節及び第五章(第百十三条の一項の規定により土地改良事業を行う農業協する土地改良事業として行う場合には、組合を 二条第二項に規定する土地改良事業として行う場合には、組合七条第二項第五号に掲げる事業を土地改良法第 第十二条 組合が第七条第二項第五号に掲げる事業を土地改良法施行)	十条及び第百二十六条を除く。)の  第三項、第百十九条、第百二十条及び第百二十六
一項の規定により土地改良事業を行う農業協同 同法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う農業協する土地改良事業として行う場合には、組合七条第二項第五号に掲げる事業を土地改良法第 第十二条 組合が第七条第二項第五号に掲げる事業を土地改良法施行) (土地改良事業の施行)	なして、同法第二章第三節及び第五章 (第百十三条の三 組合とみなして、同法第二章第三節及び第五章 (
する土地改良事業として行う場合には、組合を  二条第二項に規定する土地改良事業として行う場合には、組合七条第二項第五号に掲げる事業を土地改良法第 第十二条 組合が第七条第二項第五号に掲げる事業を土地改良法施行) (土地改良事業の施行)	項の規定により土地改良事業を行う農業協同 同法第九十五条第一項の規定により土地改良事業
七条第二項第五号に掲げる事業を土地改良法第   第十二条   組合が第七条第二項第五号に掲げる事業を土地改良法施行)	る土地改良事業として行う場合には、組合を   二条第二項に規定する土地改良事業として行う場
施行) (土地改良事業の施行) (土地改良事業の利用) (土地政政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	組合が第七条第二項第五号に掲げる事業を土地改良法第 第十二条 組合が第七条第二項第五号に掲げる事業
	(土地改良事業の施
案	改 正 案 現 行

 $\bigcirc$ (傍線部分は改正部分)東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律(平成二十三年法律第四十三号)(附則第十二条関係)

る。  (当該変更に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となりを変更に係る土地改良施設又は当該土地改良施設の管理を内容とする第二条第三項の工機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二の	とを目的とし、かつ、」とあるのは「土地改良施設の変事業に係る土地改良施設の有している本来の機能の維持事業とみなす。この場合において、同条第四項及び第十項の規定により行う復旧関連事業は、土地改良施設と一体と事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体との規定により行う復旧関連事業は、土地改良法第八十七(略)	改正案
。  「同条第五項」とあるのは「同条第四項」とするの第四項」と、「同条第五項」とあるのは「第七条第三項及項第一号中「施設更新事業」とあるのは「土地改良施設の変更」のででででででででででででででででででででででででででででででででででで	を目的とすることその他」とあるのは「土地改良施設の変更更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持を図る第一号の事業を行う土地改良施設の管理を内容とする第二条に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体と規定の適用については、同条第四項中「施設更新事業(当該規定の適用については、同条第四項中「施設更新事業(当該規定の適用については、同条第四項中「施設更新事業(当該規定の規定により行う復旧関連事業は、土地改良法第八十七前項の規定により行う復旧関連事業は、土地改良法第八十七年、(略)	現

十三条関係) 十三条関係) 中項の規定により行う土地改条 (略) 事業とみなす。この規定により行う土地での規定により行う土地での規定により行う土地での規定により行う土地であるのは「第五条第五項」とあるのは「カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	とする。 -	条の三第六項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業中「第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十の三条第五項」とあるのは「同条第四項」と、同法第八十八条第二、「五条第四項から第七項まで、第七条第三項及び第四項」と、「は「	十項中「第五条第六項及び第七項、第七条第三項」とあるのは「 二第十八十八条第二項の規定の適用については、同法第八十七条の二第 0二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土 の二第第五十二条 (略) (土地改良事業は、土地改良法第八十七条 2 前項(土地改良事業の特例)	改正案	○ 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)(附則第
	する。請に基づいて行う土」とあるのは「農用	の三第六項の規定「第八十五条第一項」とあるのは「四項から第七項ま	「第五条第六項及三第二項の規定により行う土地の規定により行う土地でより行う土地	現	関

○ 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)	(附則第十三条関係) (傍	(線部分は改正部分)
改正案	現	
第十六条(略)(土地改良事業の特例)	第十六条 (略)    (土地改良事業の特例)	
の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土  2  前項の規定により行う土地改良事業は、土地改良法第八十七条	の二第一項の規定により行うことができる同項第2.前項の規定により行う土地改良事業は、土地改	第二号に掲げる土改良法第八十七条
改良事業とみなす。この場合において、同条第十項及び同法	改良事業とみなす。この場合において、同条	十項及び同法
十八条第二項の規定の適用については、同法第八十七条	十七条の三第二項の規定の適用については	法第八十七
第五条第四項から第七項まで、第七条第三項及び第四項」と、「一「「「写」。第三多第2項及び第十二一第十多第三項」とするので、「	から第七項まで、第七条第三9第万項及び第十四十第十多	及び第四項ー
条第五項」とあるのは「同条第四項」と、同法第八	「同条第五項」とあるのは「同条第四項	同法第八
項中「第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十	の三第二項中「第八十五条第一項、第八十五条の	の二第一項若しく
五条の三第六項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業	申請に基	づいて行う農用地
等」とあるのは「農用地造成事業等」と、「これらの規定による	成事業等」	と、「これらの規
申請に基づいて行う土地改良事業」とあるのは「土地改良事業」	定による申請に基づいて行う土地改良事業」とあ	あるのは「土地改
とする。	良事業」とする。	
3~5 (略)	3~5 (略)	

福 島 復 興 再 生 特 別 措 置 法 平 -成二十 兀 年 法 律 第二 + 五 号) 附 則 第 + 兀 条 関

係

 $\bigcirc$ 

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

八 等 0 特 例

改

正

案

2 土地 `|地う土地十並地 土 七 地改か改 地 改  $\mathcal{U}$ 前条土 良っ良施 良 条 地 改 良 施  $\mathcal{O}$ 同 良 改 事 0) 」とあ 施設 設 良 施 設 法 業項 規略 心とみ 区 設 又  $\mathcal{O}$ 設 又 第  $\mathcal{O}$ 定 が  $\mathcal{O}$ は 有  $\mathcal{O}$ は 兀 八 規 るの 管 当 存 管 当 項 な 定に L + ける 理 該 7 理 該 中 す ŋ 土はいる を 土 ょ 内 地 「る土本 る 場 施 ŋ う 合 ź. 改 容とする 改 行 設  $\mathcal{O}$ 良地来 場 に 良 更 項 うこと 地 施 施 改のお 新 合 改 設と一 規 良機い 事 に 設 良 第二条に施設の充 て、当 と — 業 施能 定 お が 事 (当  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ で 11 て、 体 きる 維 適 とな 第二 کے 変 持 該 該用 更 を 施 な 施 に 同 同 土 (当 図設項 0 設 0 9 項 ること て 第 て 更 更い第 第 機 新 機 \_\_ 該 新 て 兀 良 号 能 変 事 号 能 は 号 法 事 項 更に を を 業  $\mathcal{O}$ を 業 及 12 発 目 に 事 発 同び掲 業揮係とるをすると 係 法 として る第十七条 する 土 2

三第五第 更う 土 新 兀 第 事 地 項 Ŧī. 改 は項 Ŧī. لح か条 業 改 あ  $\mathcal{O}$ 5 第 良 う 第 第 六 لح 規 る 区 あ 土 用 定  $\mathcal{O}$ 七項 が 存する 項は項ま に 及 る 地 びの ま 改 造 ょ は を内 で、 同 良 る は「土地 八十五 七 事 事 申 八 項、 容とする 七 と 条 項 の 基 改お 条第  $\mathcal{O}$ 七 良 あ づ 11 と 条 施 て、」と、 る 11 第 設 第 て 項  $\mathcal{O}$ は 行 及  $\mathcal{O}$ 同 三 ; う \* 第二 項 法び項 変 れ 更」 َ ع ら農 若 第 土 第 用 L 八 兀 同項 地の < + ٢, 第 改規地 項 あ 項 は 第 良定 造 八 る と 事に 成 第 条 の同 ょ 事 八 は 条 号の る申 第 +中事 + 第 五項同 す 条中 との るに

3 5 6

五. 日 五十二条第 1本大震災2 大 略 復 項 興 0 特 規 別 定 区 に 域 法 ょ ŋ 伞 福 一島県が行る う 年 土 法 地 律 第百 改 良 事 業で 十二 あ 号

> + 良 法 0) 特 例

現

行

八

設更新力 る土: する土 第並地の八び改二 ことそ る土 る土 五項第条 土 を 土地改良とその土地改良 す 八十 更新 五. 請 第 び改 前条 に基 第 兀 地 あ 改 七 第 項 五. 事 地 同 事 \*業」とある。 とあ 八 か条 改良施 他 良地改 良 条 法 項 十 五 の第二八 六 ら第 施 設 施 改良 施  $\mathcal{O}$ 定 とあ は項 る 第 六 設 良施 4 て 設 又 設 規 は 七項 区 設 又 + $\mathcal{O}$ 条の  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ な 定 当該 す。 第は項 及 る 存 管 る は う 規 有 が  $\mathcal{O}$ 兀 七 に ŋ ける 土 び  $\mathcal{O}$ 理  $\mathcal{O}$ 存 管 当 項 用 定 ま L ょ で、、 ける は て 理 該 う に 項同 第 を 土 は 中の ŋ 地 地 場 内 地 七 土地 立り を 改 造 ょ 条 土 0 行 土 合に 項、 第二 場 内 地 第 第 容 改 場 うことが 良 る 石とする 申 八 四 七 地 機 合に 事 良 合 容とする第二 事 改 改 改良い 業」 請に 項 業 施設と一 良 更 十項 条 第 改能 に 良のお 五 第三 七 施 新  $\mathcal{O}$ お ٤, 第二条 لح 条 施 て、 維 施 設 基 条 事 規 業 11 11 で と 一 て、 · 業 第設三の て、 あ  $\mathcal{O}$ 項 設 持 定 きる づ 体となっ る 同 及 を (当 1  $\mathcal{O}$ - 条ち と、 体とな 第 法 び項 第二  $\mathcal{O}$ て 変 义 当 適 同 同 土 更 ることを 該 第 二 は 行 第 第 該 用 条項 لح つて機 う項 八 (当 兀 同項 施 施 に 第改 れ 第 ٤, 農 第一 若 +あ 項 設 項 0 設 つ四 土 5 項 良 l. 第一 て 用 七 る 該 第 更い項号法 地の 更 と、 < 条 の同 号 能 変 目 新 機 新 改規地 及に 更に はの 条 号 を 的 号 能 定 造 は  $\mathcal{O}$ 事 事 は び 良 中事「業 第 発 と 事に 成第  $\equiv$ 業 のを 第げ十 第二 同第十 す に ょ 事 八 業揮係 事 発 に 同十る る 五項施 をす +条 る る係業揮係 法 項

3 5 6

東 五. 日 十二条(略) 第 災 復 項 興 0) 特 規別 定 区 に 域 ょ 法 ŋ 伞 福 島県 成二十三年 が 行 う土 法 地 律 改 第 良 百 事 + で あ号

同二八「場内地」る場内地施十びび 十土合容改土本合容改設 第三七地にと良地来にとり、四項条改おす施改のおす 良更条と 施 項」 及の良いる設良機いる設事 るの 二第三、て、」 びニ とする。 五項並びに前項の規定により読みの適用については、同条第二項第一号の事業を行う土地改良等第二項第一号の事業を行う土地改良等第二項第一号の事業を行う土地改良等第二項第一号の事業を行う土地改良を第二項第一号の事業を行う土地改良を第二項第一号の事業を行う土地改良を第二項第一号の事業を行う土地改良を第二項第一号の事業を行う土地改良を第二項第一号の事業を行う土地改良をの変更」と、同条第二項第一号の事業を行う土地改良を第二項第一号の事業を行う土地改良を第二項第一号の事業を行う土地改良の変更」と、同条第二項中でに回ります。 五. 用七中る存管当るし存管当項法十二 「のす理該のてす理該中第項項 す条 るの第はるを土はいるを土「八及及

等  $\mathcal{O}$ 

地、地う土地十並地の十一、改か改土地改七び改二前七土 つ良地改良条に良第項条地、施改良施の同事一のの改 二法業項規七良 設良施設 は な定よ略 土 良 施 変持該第更を施二 と該用、る、 な 当る 図設項つ設つ条項地 0 更い第第改 更第て 機 新 一機新て四二良 該 能 変 と事号能事は項号法 業のを業 を 更 を 及に第 に目に事発に同び掲八 揮 係的係業揮係法第げ十 す

> で第三項の規定の適 で第三項の規定の適 で第三項の規定の適 が」とあるのは「同 ・世改良施設と一体と ・大生条の二第二条第 ・大地改良施設と一体と ・大地改良施設と一体と をとする第二条第 ・大地改良施設の変更 ・大世条の二第三項か ・大世条の二第三項か ・大世条の二第三項か ・大世条の二第三項か ・大世条の二第三項か ・大世条の二第三項が ・大世条の二第三項が ・大世条の一次 ・大世条の一体とな ・大世条の一体を ・大世紀を 同適区 条用域 に前項の規定により読み第五項まで」とあるのはと、同条第十項」と、同項第一号中「施設更新事第一号の事業を行う土地改りま変更に係る土地改良とを目的とすることそのとを目的とすることその 更る四つお 新の項いい 事は及て 7 のを業に同第 業に びは う りると更り土地と 土地改そ地う土地十び二つ みは同事地改良の改土地改七に項い え第第て八三 施改良施のと、  $\neg \mathcal{O}$ 同同 適十項あがのはあの区設又第「条条 七中る存管当る有がのは四同第第 用 す条「のす理該のし存管当項法十二 の第はるを土はてす理該中第項項 る 「いるを土「八及及 同

法 等

他良地改良条法業項規七良 」施改良施の第との定と設良施設二八み規に 又 は あの区設又第十な定よ略の るのは「土地 で理を内容と で理を内容と をする場合 でする場合 の三第二項の る有してす理該中のにより 該 土 地 の行 土地改良施品である。 改 良 及施 持を図る 施 持を図る ができる同様 ができる同様 ができる同様 ができる同様 ができる同様 ができる同様 ができる同様 体のを と な こと (当 0 設項つ設つ四二 良 機 該を更第て 更い項号法 変 目新一機新て及に第 更的事号能事はび掲八 にと 業のを業 第げ十 揮係すに事発に同十る七 るる係業揮係法項土条

基あ三第五第 項四 第 新 + 項 五事地改 ては項五と か条業改 良 「の条あら第 良 施 農規 う 第る第 لح 六 区 設 土用定 一の七項 あがの 地地に 項は項 及 る存管 改造よ まびのす 理 で、 良成る第同 第はる を 事事申八条 七 立 場 内 事業等」 土合地に 十第 第 項 五四七 لح ح - と、「これ、 のる) 基条項条第改お す づの 第 七良い る と、 いニ 条 施 て、 て第 項第設 一同及三の れう項法び項変 土ら農若第第 更 لح 地の用 し八四 同項 改規地く十項 あ 項第 良定造は八事に成第条 る 第 との同 一号 よ事八第 条 号の は る 業十 第中事 と申等 五項同第十 · す請 条中条五項施を るにとの「 第条中設行

6 3 5 大 略

と項第 7 当る更第 て更る四つお島 機 新 五. 該 新 機 の項 لح 一号能 事号能 項項同 変 事 は及 てて が 日 更 を のを のま条号の を 業 業 「びは行 本 に 発 目 に事発 に 同第 う う 同も 定 +揮 係的係業揮 係 法 十 土 震 する るする土 項施 を ると る第項条の地 災 Ļ 土 あ 設 八 ょ 行 並 第に改 復 土 地 り る う 地 更 つ良 興 Ĺ 新 地改か 改 い事 特  $\mathcal{O}$ 事地改良つ は同 良地改良条 中て 業 别 改良施 施改良施の 条  $\mathcal{O}$ で 区 第 施 設 設 良 施 設 同 同あ域 良 との区設又第 لح 設 7 区 又 条 条 っ法 あがのはあ有がのは四同第 て、 第 七中る存管 存管 当項法十 当る L 五. 用 + 理該のて 「のす す 理該中第項項認 す の第はる を土はいる を土 一八及及定 内 地 八一 場  $\neg$ る 場内地施十びび特 同 十土合容改土本合容改設七 定 第 لح 良地来に と良更条 لح 七地に 三 復 施改のおす施新の あ項興項 項条改おす 兀 項 及の良いる 設良機いる設事 る の再の て、 第二 と施能一設の て、 第二 と 業第の規生規 施 設の \_ 定 拠 十は 定 条体の維 当条体当項 す  $\mathcal{O}$ の点に と変持該第 第二 -と な 施 項項変 同 適区よ な更を施 と条用域 並か更 n 図設項つ設あ第にに福 同項つへ 6

申 等 五項第条中設行 لح す 請 条中五第 う +: と 項四第新軍五事  $\pm$ る。 にとの「基あ三第 項五事地改 ゴガス 第八とか条 かの六十あら第 か条業改良 良施 ては項五る第六と 区 設 「の条の七項 あがの う農規第は項及る存管 土用定一 まびのす 理 地地に項同 で 第はる を 改造よ 七 場 条 内 合に 良成 る第第 第 項 事事申八四七 地 事業等」 す 十項条 第 改お 五 第 七良いる ٤, と て、 基条 条 施 とあるのはと、「こと 項 第 設 づの 条 同 及 V  $\mathcal{O}$ ٤, て第法び項変 更 行 一 第 第 لح 「れう項八四と ままり 農若十項あ 同項 ٤, 項第 地の用し七 る 第 との同 改規地く条 묽 良 定造はの は 条号の 事に成第  $\equiv$ 第中事 よ事八第同第十一業 る業十 二条五項施を

5 5

3

一機該を更 号能変目新 て更る四つお島 前五 新 機 の項いい 項項同 県 東 更的事号能 号の 事は及 ててが を 日 「びは行行同第、うう で」 規 中事発にと 業 のを業 本 業揮係す に事発 に 同第 う う 大 略 定 +لح 項施を す るる 係業揮係法十同も 土震 に としと する第項条の地災る土八並第に改復 よあ る 土 るを 設 行 Š 土地 土 行 ŋ る う土地十 大工 で 項 に り 土地 む 七 に 項 に の 事 土地改そ地  $\mathcal{O}$ 新 興 事地改良の改 みは同 特 業改良施他 良地改良条 中 7 業別 条 ر ح 施改良施のと、 良 施 設 ので区 え لح 区 設 設良施設 同 又 同あ域 はあの区設 あが  $\mathcal{O}$ 又 第 条 条 つ 法 七中る存管 当る有がのは四同第 用 第 す 該の 存管当項法十 す 理 五.  $\neg \mathcal{O}$ L を土はて す の第は る 理該中第項項認 + 八「場内地「いるを土「十十十一日を改土る場内地施 同 八及 及定 + び び特 良地機合容改設 七 七地に と 定 لح 項条改おす 施改能に لح 良 更 条 復 及の良いる 施新のあ項 設良のおす 興 項 びニ 施て、 第二 と施維いる設事 る の再の <u>ا</u> て、 設 持 第 業第の規生規 す 条体のを 五.  $\mathcal{O}$ 十は 定拠定 三 第二 と変図 当条体当項 項項 変 の点に な更 と該 カコ る 該 第 同 適区よ こ施二な施と条用域りと設項つ設あ第にに福 5 同項つ て当 第と項第